

令和 8 年

衣浦衛生組合第 1 回定例会会議録

令和 8 年 3 月 2 7 日



## 令和8年第1回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和8年第1回衣浦衛生組合議会定例会は、令和8年3月27日（金）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

### 1. 議事日程

		管理者の招集あいさつ
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		一般質問
第4		衣浦衛生組合管理者の選挙
第5	議案第1号	衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第6	議案第2号	衣浦衛生組合職員の旅費に関する条例
第7	議案第3号	衣浦衛生組合使用料条例の一部を改正する条例
第8	議案第4号	衣浦衛生組合事務局の設置条例の一部を改正する条例
第9	議案第5号	令和8年度衣浦衛生組合一般会計予算
第10	議案第6号	衣浦衛生組合指定金融機関の指定について

### 2. 本日の会議に付した事件

(1) 議事日程第1から第10

### 3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	山口 春美	2番	大竹 敦子
3番	小林 晃三	4番	藤田 宇哉
5番	高木 洋和	6番	荒川 義孝
7番	神谷 直子	8番	倉田 利奈
9番	野々山 啓	10番	福岡 里香

欠席議員（0名）

### 4. 説明のため出席した者

管理者	小池友妃子	副管理者	深谷 直弘
副管理者	山本 政裕	参 与	杉浦 康憲
事務局長	片山 正樹	庶務課長	高橋 文彦
業務課長	芝田 啓二		

### 5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	杉浦 英樹
碧南市環境課長	中川 知之

高浜市市民部長	岡島 正明
高浜市経済環境 グループリーダー	都築 真哉

6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	糟谷 勲
業務課課長補佐	安藤 理純
業務課課長補佐	磯貝 光好
庶務課庶務係長	富山 順子
庶務課施設係長	磯村 和徳

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（荒川義孝） 本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。  
ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年第1回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。

よって、会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

---

これより管理者の招集挨拶を行います。

○管理者（小池友妃子） 議長。

○議長（荒川義孝） 管理者。

○管理者（小池友妃子） 開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

日ごとに暖かくなり、すっかり春らしい陽気となりました。本日、ここに、令和8年第1回衣浦衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご参加いただき、本定例会が成立いたしましたことを厚くお礼を申し上げます。

さて、令和7年度も残すところわずかとなりましたが、おかげさまで当組合の諸事業につきまして、順調な運営をさせていただいているところでございます。これも、ひとえに、皆様方のご尽力の賜物と、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本日は、私どものほうから条例4件、新年度予算1議案、指定金融機関の指定、1議案の上程をさせていただいております。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり、ご可決賜りますよう、お願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（荒川義孝） ただいま招集挨拶が終わりました。

---

○議長（荒川義孝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において、5番、高木洋和議員及び10番、福岡里香議員を指名いたします。

---

○議長（荒川義孝） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川義孝） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○議長（荒川義孝） 日程第3 一般質問を行います。一般質問はすでに通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いします。また、申し合わせにより、質問時間は1人20分以内となっておりますので、厳守願います。

なお、質問、答弁ともに簡明にいただき、進行を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。8番 倉田利奈議員の質問を許可いたします。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） では、早速始めさせていただきます。

サン・ビレッジ衣浦の管理運営状況について、まずお伺いいたします。

今現在、委託でやっているということですので、委託の内容について詳しくお聞かせください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 委託事業者は、木村建設株式会社でございます。

契約方法につきましては、公募型プロポーザル方式による随意契約と、契約期間につきましては、令和6年7月1日から、令和9年6月30日までの3年間の長期継続契約で行っております。契約金額につきましては、1億6,445万円でございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 現在、衣浦衛生組合使用料条例における使用料の全部、または一部を減免することができる対象者及びその根拠についてお答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 使用料の減免につきましては、今サン・ビレッジ衣浦については、行っておりません。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 行っていないという、そういうこちらとしては理解です。現在、碧南市が発行している高齢者無料招待券についてお伺いするんですけど、これは、どこが優待券を発行し、どのように清算してきたのか、運用方法についてお答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） どこが発行しているかは、御存じのとおり、碧南市が発行しておりま

す。清算方法につきましては、我々の利用回数券を碧南市に先買いをしていただくということで、碧南市がそれを買ってそれで優待券を発行しているという流れでございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 先買いをされるという時に、回数券自体をいわゆるお金と、ものというのは、その場でお渡しするというのが、普通のやり方ですけど、回数券自体は、碧南市からの支払いに対し、紙でお渡ししているのか、どのようにしているのか、そのあたりについてもお聞かせください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 直接紙で渡しているということではございません。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） では、碧南市が発行する入場券と支払いの内容について、どのように確認をしてくれているのか、教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 確認ということは、どういうことか、あれですけども、碧南市が先買いをしていただいているということですので、それについて、碧南市が我々に回数券を買っていただいておりますということですね。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 買っていただいているのはいいんですけど、買っていただいても、物を渡していないんですね。物を渡してなくて、向こうが発行している枚数とこちらが売った枚数を、どうやって把握しているのか、全然分からないんですけど、今の答えだと。碧南市のこの無料券、このチケットをこれサン・ビレッジで配付しているとお聞きしているんですけど、それは、この衛生組合の委託の仕様書に含まれているんでしょうか。教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） まずその確認方法ですけども、碧南市は先買いしていただく。我々につきましては、月次の時点で、そのシルバー券で入場している方の人数は当然カウントしていますので、それを向こうに報告するというところでございます。

○議長（荒川義孝） 答弁される場所はありますか。

○事務局長（片山正樹） もう一度質問をお願いします。

○議長（荒川義孝） 倉田議員、質問をお願いします。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 再度質問なので、これは時間に含まないでください。碧南市の無料券をサン・ビレッジで配付しているとお聞きしているんですけど、それは、木村建設がやって見えるんですよ、配付というのは。それというのは、衛生組合の委託の内容に含まれているんでしょうか。委託の仕様書があると思うんですけど、その中で、碧南市の方がですね、その碧南市が発行しているチケットをここでもらえるんですよ。無料券を。ここでいただけるんですよ。サン・ビレッジで。それを木村建設が渡していると思うんですけど、それは衛生組合の仕様書に含まれているんですか。それは、衛生組合が、木村建設に対して、碧南の市民の方が来たら、碧南のチケットを65歳以上の方か、それが、障害の方か確認をして、チケットを渡してくださいねというのは、これ、委託の木村建設に対する委託の内容に含まれているんですか。私がこの間、聞いたら、含まれていないと聞いたんですけど、含まれていないんですよ。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） やっと御質問の意味が分かりました。そのシルバー券を交換するという。ここで発券するだとか、そういう業務はおっしゃるとおり、我々が木村建設に委託している内容には含まれておりません。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） そうですね。さっき碧南市としては、先ほどの質問で、無料とかそういったものについてはやっていないというお答えであったから、当然そういう答えになるんですよ。だから、碧南市のチケットを木村建設が今渡しているけど、でも、それは、委託に含まれていない。ところが、これ、碧南市の介護障害課にお聞きしたら、碧南市の無料券は、衛生組合の業務の中でやっていただいているという回答だったんですよ。で、碧南市は、衛生組合にやっていただいていると言いながら、これ協定なども結ばずに、これをやっているというふうに聞いているんですけど、これは、どういうことなんですか。衛生組合も、委託していません。碧南市も、そんなことは衛生組合にやってもらっています。でも、衛生組合に委託していません。では、木村建設がそこでチケットなんか渡せるわけがないんですけど、どういうことなんですか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） その碧南市に聞かれたということで、どの方に聞かれたか分かりませんが、そのそちらの認識がちょっと不足しているという状況です。あくまで、碧南市と木村建設の間の中で、その高齢者の確認はして、チケット優待券を渡している。その優待券で、うち

は入っていただくのみということでございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） そうなると、また別の矛盾が出てくるんですよね。これサン・ビレッジに来た方が無料の対象かどうかを確認して、その無料券を渡してきた。これ、木村建設がやってきた。でも、そのいわゆる65歳以上なのか、それとも、障害者なのかというのは、こちらの名簿でチェックをしていると聞きました。

なぜなら、それ、あおいパークとこちらでの2か所でやっているんだけど、どちらかでは48枚もらえないし、1回しかもらえないから、チェックをしていると聞きました。その名簿を碧南市の高齢介護課は、毎年、衛生組合に渡していると聞いたんですよ。高齢介護課は、そういうふうに言っていたんですよ。そうじゃないんですか。そうであれば、これは暗黙の了解で、碧南市の事業を衛生組合でやっていたということになるので、どうなんでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） そうではないです。名簿は、碧南市が木村建設に渡しております。我々を経由して渡しているという事実はございませんので、その担当の方がどのようなベテランなのか、どうか分かりませんが、長いこと、こういう形でやってきて、最初は12枚から始まって、今、48枚に増えましたけれども、最初は簡単な作業だったかもしれませんが、特にその碧南市と木村建設、もしくは前の業者と、そこら辺はサービスなのかどうか分かりませんが、やってくれていたという範囲で続いてきたと聞いております。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） そうなると、衛生組合は名簿を直接木村建設に渡していたという理解になるんですかね。碧南市が、ではどうやって名簿をチェックしていたんですか。誰がチェックしているんですか。木村建設ですよ、チェックしていたのは。では、それは誰が委託したんですか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） だから、形は碧南市が委託して、木村建設に名簿をチェックをさせているということです。ただ、そこに多分、委託契約だとか、そういうことがない中でやっているんじゃないかということです。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） これは、私は高齢介護課の職員から聞いているんですよ。名簿は毎年、衛生組合に渡していたと、全くこれ違うことを言っているんですよ。おかしいですよ。そうい

う形でやっていたんであれば、それはそれで別の委託をしていた。片や木村建設は、衛生組合の委託業務をして、片や碧南市からの委託業務をこれ暗黙の了解でやっていた。これは非常にまずいですよね。であれば、高浜市はすごく損しているんですよ。なんで碧南のその業務がプラスアルファ、暗黙の了解でされているんですかという話なんですよ。だったら、碧南市からその分のお金をもらわなきゃいけないし、これ、何にもないですよ。どうなんですか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほどから何回も言われていますが、碧南市の担当の方に聞かれたということですが、その方の担当の認識は違っていたのではないかと思います。

これは碧南市と木村建設がやっていて、名簿の確認とかも、そちらが本来はやっていただいているんですけども、それを、組合の範囲でというふうに、言われたので、そういうふうを感じていると思いますけれども、これは我々の委託の範囲にも入っておりませんし、碧南の事業の話でございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） では、碧南の事業を衛生組合という別の自治体の一部でやっていたわけですから、それについては、対価はどのようにいただいていたんでしょうか。どのような契約をされていたんでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） その衛生組合の場所で碧南市の事業をやっていた対価を何か受け取っているかということですが、受け取ってないんですが、質問の中で受け取るべき根拠があれば、そういう質問をしていただきたいと思います。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） だって、別の自治体が、ここで別の事業をされて委託されていたんですよ。なのに、それを何の契約も結ばず、勝手にやっていたという認識ですか。じゃあ、衛生組合は。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 我々としては、そのシルバー券を受付で出していただければ、入場させるということが、サン・ビレッジの仕事の委託の内容です。そのシルバー券を交換する無料券を出すだとか、確認をして発行するだとか、そういうものについては、場所がそこなのかもしれませんが、碧南市と木村建設でやってもらっているということで、それが何か組合にとって不具合があるわけじゃないので、それに伴う対価を組合がもらおうというつもりはございません。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） これは碧南市と衛生組合が同じ感覚でやってみえるからですよ。特に事務局長は、碧南市から来た職員だからそういう感覚になっているんですけど、別組織ですからね、これは。では、それに対する契約協定書、何もないんでしょうか。文書を交わしていないんでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） そのシルバー券を発券することについて、組合と碧南市で、何か協定だとか、そういうことを結んでいるということはございません。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 何も結ばずに、ここは衛生組合がしっかり管理をしていくべき責務があるところで、別の自治体に来て、別の業務を木村建設がやっていた。これは非常に問題ですよ。あり得ません。私、びっくりしました。この事実を知って。先ほどの説明でいくと、無料券をサン・ビレッジの入場で受け取って、これはいいですよ。そういう受け取りますという協定書をうちとして440円が入っていただくというのが、使用料条例に載っているから、基本的440円でないと入れないけど、碧南市の無料券でも入れるといった内部的な決裁なり協定を結んでいけば、それは問題ないですよ。それを受け取って、そのチケットの枚数を数えて、碧南市へ報告しているのは、衛生組合なのか、木村建設なのか、どちらですか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） それは我々が木村建設から当然人数は聞きます。枚数ですか。枚数を聞きまして、市のほうへ毎月報告をしております。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） そういった報告業務、それから木村建設が多分、同じ人がやっていたと思うんですよ。いた人が受付で。そんなのあり得ないですよ。やっぱり1つ1つですね。例えば、その440円ではなくて、碧南市のチケットで入れるようにする。それはそれでこれは規則でこれ、条例とか規則読むとできないことはありません。管理者のそれは、きちんと決裁があればできます。でも、そういったこともやってないんじゃないですか。どうなんですか。きちんとそれって明文化されていますか。文書交わしていますか。そういったことをやっていますか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） まずやれる範囲ではやっていると思います。それと、他の自治体と倉田議員は言われますが、碧南市と高浜市は、組合の構成市です。他の自治体ではなくて、碧南市と高浜市から分担金をいただいて、運営している一部事務組合ですね。その料金についても、組合としては440円ということで、一律に設定しているということで、その差をつけているものではないということと、これについては、碧南市において、いろいろ考えた中で、その市独自の高齢者福祉施策として利用助成を行っているものでありまして、その構成市の独自政策市民サービスをやっていきたいという話の中で、それを組合が止めるだとか、そういう否定するつもりはありません。倉田議員は高浜市の選出ですので、今の御質問の意図は高浜市はやらないけど、碧南市はこういうものを行っている。ちょっと気に入らないから、これを差別として、やるほうに合わせるというのではなく、碧南市をやらないほうに合わせるというような、やり方に難をつけて、市民サービスやめろというような感じなんですけど。ではなくて、我々行政マンとして、

○議長（荒川義孝） 静粛に。

○事務局長（片山正樹） 構成市の考える施策については、やれない理由を考えてやらせないという考えはないです。どちらかといえば、両市の市民サービスの向上になるなら、まず逆にやる理由を考えて、意に沿うというふうにしていくのが、組合の方針です。

今後、だから、高浜市がいろいろな施策をやられるとしても、碧南市がやってないから断るといような視点もありませんので、よろしくお願いします。

それから、この市議会ではありませんので、その市の施策に我々が答えるということはできませんので、構成市の政策等の質問は本来、構成市のほうでよろしく願いいたします。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 私はここの質問をしていますし、私は碧南市の施策を否定するつもりは全くありませんし、やっていただければ、結構です。全然いいです。できれば、高浜市も一緒に足並み揃えてできるのが一番いいと思っています。

私は、今の事務局長の発言とは全く考えは違います。やればいいです。やっていただければいいです。ただ、そのやるにあたって、きちんと協定書を結ぶ。きちんとどこの委託か明確にする。そういうことが大事じゃないですか。手続の問題を私は言っているんですよ。政策がどうのこうなんて一言も言っていません。私は、手続の問題として言っているし、ここは、衛生組合がしっかり責任を持って管理しなければいけないんで、碧南市がそういうことをやりたいと言えば、それはそれで相談に乗ってできるようにするのが、それは責務ですよ。

でも、その中で、きちんと協定結んで、どちらの委託なのか。きちんとそこを明確にし、どこをどういうふうに負担するのか、そこが大事なんです。だから、今回、木村建設が、まあ、どういふか、今の答弁では分からないですよ。どちらが本当に委託していたのか、幽霊ですよ。今の状態だったら。そういうことで、高浜市が同じ構成市で、お金出しているのに、高浜市が、は

つきり言って、不利益を被っているんじゃないかという思いで、これを言っているんですよ。

別にやればいいし、高浜市だってやってほしいと私も思っていますよ。同じ足並みで、それが一番いいと思っていますよ。全然福祉政策に私は否定もしてないし、やればいいと思っています。そういうことを勝手に決めつけないでください。非常にこれは誹謗中傷だと私は思います。

それで、令和8年度より、碧南市の高齢者に対する施策の変更については、この場でどのようになるのか、認識どのようにしていますか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 碧南市の新制度ですけれども、令和8年2月に碧南市で制定された碧南市高齢者障害者入浴施設等利用券条例に基づき、高齢者や障害者及び障害児の外出促進による健康保持及び地域社会との交流を図ることを目的として、当組合が、管理運営するサン・ビレッジ衣浦を2分の1の金額で利用することができるという、高齢者障害者入浴施設等利用券を発行していくとお聞きをしております。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） ここで、別の発券機を碧南市が置いてやるというふうに私は碧南市の議会の映像を見て確認したんですけど、よく分かりません。具体的にどのようにされるのか、発券機の設置及び受付方法につきまして、碧南市とどのような契約となる予定なのか、金額も含め教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この発券業務については、先ほども申しましたように、碧南市の施策で、碧南市の予算で発券機を購入して発券をしていきます。ですので、組合等の予算ではなくて、碧南市の事業でございますので、よろしくお願いします。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） ですから、碧南市が発券機を置いて、場所も使うと聞いています。それは契約も結んでいないんですか。これは目的外使用とかで、お金ももらっていないんですか。どうなっているんですか。そこを聞きたいんです。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） その発券機を置くだとか、そういうことにつきましては、目的外使用ということになりますので、目的外使用許可を出して設置をしているという状況でございます。

金額につきましては減免で無料でございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） では減免の根拠を教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 減免の根拠は、議員もよく知っていると思いますけれども、衣浦衛生組合使用料条例施行規則の使用減免第3条第1号によるものでございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 第3条の第1号は、碧南市及び高浜市が市民の福祉の増進の条例だと思うんですよね。間違いないですか。これは、碧南市及び高浜市がということは、碧南市と高浜市、これは同列ですよ。高浜市は同じようにその発券機が使えるんですか。使えないですよ。この条文使えないですよ。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 碧南市及び高浜市というのが、一緒に使えるのか、碧南市のみなのか、高浜市のみが使えるものは一切その減免できないのかということについては、そこまで、同列じゃないと一切駄目ということは読み取れないと思いますけど。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） この及びというのは法律用語で同列ですよ。だから、この第3条の第1項は違いますよ。そこを言ってもしょうがないので、次に行きます。

衣浦衛生組合の施設において、木村建設に委託しているんですけど、現在、管理運営の委託を行っている木村建設に、碧南市が委託業務を行うと聞いているんですけど、木村建設に。なぜそれを行えるのか、ご説明をお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 反問権がございませんので、なぜ行えないのかという御質問を述べられてから、どこにそう書いてあるのかと言われる御質問に変えていただきたいと思います。なぜ行えないのか教えてください。

○議長（荒川義孝） 倉田議員、当局のほうで、質問の意図を理解してみえないので、分かりやすく説明をお願いします。

○8番（倉田利奈） すみません、これは反問権なので止めてください。

○議長（荒川義孝） 反問権ではなくて、質問の意図を明確にしてください。

○8番（倉田利奈） だから、また質問の意味が分からないですか。現在、委託として、あそこの管理運営を任せているんですよね、全部の施設を。そこに同じように、碧南市がまた同じ委託をするんですよね。それをなぜできるんですかというのを聞いているんですよ。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） まずその構成市である碧南市がそのサン・ビレッジで発券業務を行ってはいけないなんていうことが、どこかに法律的にあるのかどうかという御質問なんですけども、できると思っていますが。

○議長（荒川義孝） よろしいですか。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） だから、私も分からないから、その根拠を教えてくださいと言っているんです。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） あのできない範囲を、

○議長（荒川義孝） 静粛に。

○事務局長（片山正樹） 教えてくださいというと、またこうなっちゃうんですけど、できると思っただけです。はい、できないですか。なんか根拠はありますか。

○議長（荒川義孝） 静粛に。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 普通に考えれば、おかしいから、どうやったらできるのかなということ、法的な根拠を聞いているのに、できると思いますということで、法的根拠がないことがよく分かりました。

衣浦衛生組合が発注している委託業務と、それから碧南市が発注している碧南市もこれを木村建設に委託するという情報があるので、これは同じ人はできないんですよね。で、それぞれ別の人が業務に従事すべきと考えるんですけど、これ、実際、4月1日からどの、

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほどの話ですけど、我々は地方自治法のことをいろいろ調べましたけれども、他自治体の施設であることを理由に契約はできないという規定はどこにもありませんでしたので、できると判断しているだけで、できないなら、本当はそのできない理由を言いながら質問していただきたかったということでございます。

それから、今の御質問は、それは先ほど言ったように、碧南市がこうやってもらうという木村に、この契約かどうかですけれども、やらせる業務になりますので、我々はそこまでは、詳しくは関知しておりません。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） これは受付に行くと、衛生組合が委託した木村建設職員と碧南市が委託した木村建設職員がいるんです。この業務は簡単に兼務することもできるんですね。それはやってはいけないことなんですけど、これをどのようにチェックしていくんでしょうか。衛生組合はこの管理責任者ですからね。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 受付業務と同じ人がやっているのではないかと。木村建設としては、本当は別の人を置かなければいけないということの確認ということですかね。それは組合としては、とにかく組合の仕様でもって、委託をしておりますので、そこで誰を持ってきて、誰がこう休んでないと、我々のほうがそこにいてチェックをしていくわけではございませんので、我々が人的にそこに置いてチェックしていくという考えはございません。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） これはサン・ビレッジの入口において、公の施設でありながら、住んでいる自治体で異なるという取り扱いが今後行われますし、本人確認や障害者手帳を確認できないなど様々なトラブルが起こることが予測されます。碧南市では、当面、市の職員が常駐することが議会で、発言がありましたが、それがいつまでになるか分かりませんし、これが常駐されなくなった場合、こういったトラブルについては、どうしても近くにいる衛生組合職員が対応することになりかねません。取り決めがあるのか、もしくは、どのような対応していくのか、教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 取り決めはございませんけれども、サン・ビレッジ衣浦ということで、さらに碧南市がやる施策ということですので、我々は否定するつもりはありませんので、できる限り協力はしていこうと思っています。

○議長（荒川義孝） 静粛に。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） この間の事務局長の答弁を聞いていると、もう碧南市と衛生組合を一緒の

考えでやっているんですよね。確かに、構成市でここを運営されていますよ。構成市で運営されているけれど、別の自治体ですからね。そこは頭を切り離して考えてください。

それから、これは確かにですね、高浜市でも同じ施策をすれば、これ何も問題起きなくなると思います。ただ、やはりですね。高浜市の市民感情からすると、これはトラブルが起こってくるかなということは、十分考えられるんですね。

残念ながら、本当に高浜市は同じ政策をやっていただけなんですけど、そうであれば、私はここではなくてね。来年度からは、市役所とかで、1枚220円として優待券を販売していただいて、こちらで出していただければ、何もこれ問題が起こらないし、私、昨日見に行きましたよ。現場を。もう本当に券売機が人がすごく通るところに置いてあって、もう動線が交差するのが目に見えていました。やはり、ここではなくて、碧南のほうで売っていただくというなぜそういう運用にならなかったのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 運用にならなかったのかというのは、市の施策ですので、我々は答えることはできませんけども、考えられるとしたら、ここにお風呂に入りに来て、入浴しに来て、やっぱり券が買えるのが一番便利ということで、市民サービスとして、わざわざ市民が市役所に行っていただいて買って、またここに来るといふ、そういうふうなことは、市民サービスとしてこっちのほうがいいだろうという判断があったんじゃないかなというふうに思っています。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） と思いますではなくて、やはりそこで碧南市としっかり協議をすることが必要ですね。ここの責任は、衛生組合ですから。衛生組合として、どう管理できるのかというところをしっかりと考えないといけないと思うんですよ。

だけど、今までもどちらが木村建設の仕事だったんですか。どちらから委託された仕事なんですかって分からない。ましてや、木村建設が個人情報の名簿を持っていったって、私は知ってびっくりしましたよ。これ。あまりにもここを管理している身として、私は問題が大きいんじゃないかなと思っています。

そして、今後も問題が起こるといふことで、今回取り上げさせていただきました。しっかり法令に基づき、そして利用者の声を聞き、両市の声を聞き、しっかり協議していただきたい。ここに管理者と参与も両市の市長がいるわけですから、お願いいたします。

では、次の質問に行きます。今後のごみ焼却のあり方について、サウンディング調査や廃棄物処理法方式等検討委員会が開催されてきましたが、衣浦衛生組合として、この間、ごみ焼却施設の今後のあり方の検討について、どのようなことを具体的に行ってきたのかを教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 今後の運営のあり方については、検討委員会に、オブザーバーとして参加させていただいて、いろいろ助言を求められれば、助言をしていくという立場で参加していただいていたという状況でございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） サウンディング調査では、新設案だけではなく、新たにリニューアル案の提示があったということですが、検討委員会について、これも報告がありました。今、オブザーバーで出席していると言われたんですけど、これはリニューアル案、前も聞いたんですけど、もちろん、これ、衛生組合が管理する施設ですので、ここの施設ですからね。さすがにどのような案であるのか、お聞きになっているはずですので、リニューアル案の内容をお聞かせください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） サウンディング調査でリニューアル案について提案があったということは、資料がありますので、検討委員会で認識をしておりますけれども、その具体的内容については、両市からは説明を受けておりません。検討委員会の資料に書いてあること以上、内容については、組合では特に把握しておりませんので、よろしくお願いします。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 組合の管理者である小池市長は、どうですか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ここは組合の議会ですので、よろしくお願いします。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） あり得ないですよ。このリニューアル案を聞いていないなんて、ここの施設のことですよ。整備構想を作りましたよね。整備構想、全くこれ載っていません。リニューアル案というのが、それがこの一番左側の4つの案なのか何なのかも全く私たち、分かりません。まず聞きに行きますよね。ここの施設の将来のことなんて、これはどういうことですかと、あまりにも無責任ではないですか。で、現在、クリーンセンターには2炉が設置され、稼働しているんですけど、私はもう一炉設置できるスペース、いわゆる3号炉の場所があるということ、元関係者からお聞きしました。この場所が使えるのか使えないのかとは別として、事実関係について教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） その関係者の方がどういうことをどういう関係でお知りになったかっ  
ていうのは、なんか守秘義務に反しているのかどうかというのは、よく分かりませんが、  
その3号炉案の方ができるというふうになんか言うておられたということでございますが、  
クリーンセンターの過去の関係者じゃないでしょうかね。よく分かりませんが、3号炉と  
いう案は確かに存在をしております。ただ、そんな検討だとか、幾らかかるだとか、そういうこ  
とを細かく何かを検討したということもありませんし、とにかく3号炉を造るということになれば、  
躯体の改造だとか、中身の改造だとかもかかってまいりますので、すごくお金がかかるとい  
うことと、そう簡単にできるのか、できないかということは、きっちり構造体も含めて、設計し  
なければ、検討しなければ、全然分からないということは分かっております。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 私はできるのか、できないのかを別としてあるかどうかということを知  
りたいですね。今の話だとあるということだと思えますよね。あるのであれば、やはりそれも  
整備構想になぜ入れなかったのかなと思うし、今の片山事務局長の話を知ると、まさにこれはリ  
ニューアル案で説明された内容ですよ。そういうことになるんだと思えますけど、どうですか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） その3号炉案というのは、将来ごみの量がすごく増えてきたときに、  
炉の容量を増やすために、3号炉ができるようなスペースを当時、設計をして設けたというこ  
とで、何かリニューアルのためにやったわけではないし、今、その3号炉のところには、発電機が  
置いてあったり、後付けでやったものがいろいろ場所をとっておりますので当然ですね。そこ  
には、何かそういうふうにとると、3号炉を新たに新設するという考えはないということで、出せ  
ないと言っているだけでございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） あるかないかは別として、やはり、これは検討委員会で建屋を新たに建  
てるだけで、今1.5倍から2倍の費用がかかると言われていて、両市がこれだけお金がないと言  
っている中、私は新設案がもう現実的ではないと思っております。では、そこでどうするのかと  
いうことを考えなければいけないと思えます。私はこの3号炉の話があるということは、全く  
知らなかったもので、びっくりしましたし、なぜこういう整備案、整備構想になったのか分かり  
ません。

それで検討委員会を私はずっと毎回傍聴してきたんですけど、委員からは、産業廃棄物と一般  
廃棄物を混焼することについて、肯定的な意見全くなく、むしろ、今後、リサイクルが進められ

ることによる焼却産廃量の減少、水銀などのトラブルや事故があった場合の責任の所在、企業が撤退した場合のリスク、住民への理解など、多くの課題を突きつけられました。

また、2号地多目的グラウンドについては、この場所の北側の民間工場では、液状化対策を行ったにもかかわらず、すでに地盤沈下が始まっている情報も市民からお聞きしています。

これまで、衛生組合は、令和6年2月から、中部電力との協議に参加しており、中部電力との連携協定のまとめから、候補地の選定の協議にも参加しています。衛生組合のこうした動きを見ていると、中部電力ありきの計画ではなかったのかと、私は疑ってしまいます。

今回、検討会議にオブザーバーとして参加し、各委員の先生方からの意見をお聞きすれば、中部電力での産廃との混焼は、現実ではないということについて、理解していただけたのではないかと思います。結果、衣浦衛生組合としてのお考えを最後にお聞かせください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほどリニューアル案が何で出ないのかというお話もありましたけれども、この検討委員会の中でも、サウンディング、要は、ある業者がリニューアル案はできるかもしれないという話があったということですね。その中でも、工事が実際にできるかどうかも分からないと、それに検討をするのにも、3年程度要するというので、案というよりもなんか漠然とこういうこともあるということでは、多分、この提案はされてないかと思います。

だから、我々も多分把握もできない。中身はないんじゃないかなと、こういう形でリニューアルする、こうだよと、そうなれば、多分幾らかかるだとか、そういうこともできてくるんですけど、まだそれすら3年程度かかるということですので、この案の1つと言われれば、案の1つかもしれませんが、中身は何もないというような状況でした。

リニューアルといっても、その程度があるわけです。全て新しいものに変えてしまうというのが、今の普通、リニューアルの用語としては、そういう考えですけども、安城市のように、リニューアルせずに、大規模な基幹改修を行うということもあるでしょうし、現存施設を使ってくだとか、いろいろこの施設を使っていくということであれば。そのリニューアルではなくて、ほかのものも当然、考える必要も出てくるかと思えます。

それから、リニューアルについては、検討委員会でもいろいろ出ておりましたけれども、ここを止めて外部搬出していくということになりますので、それ相応の費用が新設と同等かかってくるのではないかということは、委員の方も言われているところでございます。

以上のことから、様々な観点から、今後は検討が必要と最後に高浜市の部長からいったん立ち止まってという意見もありましたけれども、こうした点も踏まえまして、今後は、スケジュールどおり、両市の協議により方針が決定されると、我々は認識をしておりますので、よろしく願います。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） これは整備構想によると、2号地多目的グラウンド、

○議長（荒川義孝） 残り1分です。

○8番（倉田利奈） この算定によると、土地の取得が2億8,600万円から4億4,000万円と書かれているんですけど、先日のこの検討委員会では、22億円になっていたんですよ。確か、22億円ですよ。これは本当にびっくりしました。そうであれば、やはり一度今おっしゃったように立ち返るのが難しいからとか、こうじゃない、ああじゃないではなくて、それを全て検討するのが両市の仕事であり、ここが協力してやることだと思っているんですよ。そうしたことも踏まえ、今ここに両市もいます。まあ別の自治体というのは別の自治体ですけど、衛生組合のトップとしても、今後そうしたことも踏まえ、しっかりやっていただかないと、両市の財政も成り立ちませんので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（荒川義孝） 以上で、8番、倉田利奈議員の一般質問を終わります。

次に、1番、山口春美議員の質問を許可いたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 皆さん、こんにちは。今期最後の議会となります。そして、片山事務局長は退職ということで、最後の議会で、今度は新しく議会事務局長が全く何も知らなくて、ここにおいでになりますので、今日の議事録を参考に、ここからスタートということになると思いますので、ぜひあの率直なご意見を第三者的な立場もあるし、いろいろ言いにくいこともあるでしょうけれども、率直なご意見をぜひ議事録に残していただいて、後輩につなげていただきたいと思いますので、お願いします。

そこで、ごみ焼却場について、まず第1点目伺います。

先ほど、言われたように、この廃棄物処理方法等検討委員会が10月23日、12月18日、2月24日、3月16日と4回開かれました。もともと、そのように計画され、市がサウンディングという形で、関係業者に下から目線で、どんな案がありますかという立場で、サウンディングに限って、しかも、2号地の多目的グラウンドの土地ということで、限定して開かれた会議です。

この管理者でもある小池市長も、それから両市の市長としての小池市長も、高浜市長も全くこの4回とも参加されてみえませんでした。部長以下、衣浦衛生の担当の方も、一生懸命に参加していただいて、私たちも毎回傍聴させていただき、きっと碧南市、高浜市には大変な住民組織があるだろうと、この専門家の6名の皆さんは思われたようで、私は光栄に思っています。

そこで改めて伺いますが、この廃棄物等検討委員会について、具体的な指摘の内容をどう受け止められたのか。まずは、最後のお話は、高浜市の部長がいったん立ち止まって、よく検討するという言葉で、最後の最後を締めくくられました。

その3回目の時は、お金がなくて、どうしようということ、私もびっくりしたんですけども、そんな話もあった中であつたんですが、発言する機会がなかったと思いますので、ぜひ、この組合の事務局長としては、どんなふうに思われたのか、ぜひお示してください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 指摘の内容をどう受け止めているかということでございますけれども、先ほども言われましたけれども、オブザーバー参加ということですので、あくまで個人的な受け止めも含まれることをご理解いただきたいと思います。

それから、最後の高浜市の部長さんが、4回に話がありましたけれども、その真意とその意図は分かりかねますけど、そういう話があったことは承知をしております。

4回にわたる委員会を通じまして、私としては、非常に多岐にわたる、かつ具体的な指摘があつたと感じております。ただ、それらを一言で申し上げることは、難しいと思いますけれども、私が感じた主な論点としてはまず、産業廃棄物や他市ごみの混焼、それから民間活力の活用、既存施設の活用、これは、検討委員会では、リニューアルと言っておりますけれども、それぞれのメリットやデメリット、それと課題が示されたというふうなものと認識をしております。

それから、各委員におかれましても、財政面、環境面、安全面、どの視点を重視するかにより評価が分かれる部分が非常に多いということで、最後にはですね、何か条件を揃えるなどしていかなければ、方向性を1つに絞り込むことが難しいのではないかという難しさが、改めて浮き彫りになったものと受け止めております。

一方で、そうした多様な観点からの率直なご意見をいただけたということ自体が、本委員会の大きな意義であり、今後の検討における重要な基礎資料となるものと考えております。さらに会議の中では昨今の状況、建設費の高騰やそれから交付金が活用できるかどうかの交付金の不可否及び財政負担のあり方、この辺は両市とも非常に厳しい財政状況にある中で、この負担のあり方、それから、事業方式によるリスクの違い、それから、現実的な制約条件についても、具体的な指摘がなされておまして、これらについては、今後の方向性を検討する上で、極めて重要な論点があるというふうに感じました。

まだまだ多くの課題が残されている一方、本委員会で示された様々な意見や知見を最大限に生かして、今後、報告書が出されると思いますけれども、それをもって、両市が総合的な観点から検討し、最適な廃棄物処理方式の決定がなされるものと考えております。

以上です。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） ありがとうございます。ほぼ私もそう思いました。

それで、2点目のところです。初歩的な問題ですが、このせっかくの6人の見識の高い専門家

の方々にここの施設を見てもらったり、それから2号地多目的グラウンドを見てもらったり、碧南市、高浜市の位置関係だとか、西尾市とも関わっている、安城市とも関わっているという方も、中には見えたので、御存じなのかもしれませんが、安城との地理的なこの場所も含めて、この事前の視察が全然なくて、話がかみ合わなかったのは、もったいなかったなど、ぜひ、組合の皆さんの率直な意見やこの今の運営体制も含めて、生の声を聞いていただいて、スタートだったら、ずいぶん、また中身も変わってきたんじゃないかなと私は思いましたが、その点はどんなふうに感じられましたか。そういう打診はなかったんでしょうか。視察をするとか、あのこちらから全くものが言えない状態で、碧南市の環境課、高浜市の方が事前の視察もなくスタートされたんですか。ご認識だけでいいですよ。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） まず、各委員がクリーンセンター衣浦や2号地の多目的グラウンドの現地視察に行っていないんじゃないかということですけど、この委員会は御存じのとおり、2号地新設ということ的前提とした委員会ですので、この新施設の事業方式や処理方式の検討が主な目的ということで、各委員は両市からは、多分必要な資料や説明は行われていると私は思いました。

ここのいろいろなデータだとか、それから整備構想等もお渡しをしておりますし、そういうのは当然渡っているんだろうと思います。

それからあと現地視察については、皆さんが行っていたのかどうか分かりませんが、それぞれの委員の判断ということでございますので、その資料でということの方もおられたのかもしれませんが。

それから、この碧南、高浜、安城の位置関係ですね。これも両市からの説明の中で、基本的な広域化計画等もありますので、認識が共有されていると思います。それとこの近辺に近い委員の方も多数おられますので、位置を認識していないということは、さすがにないと思いますけれども、そういう状況じゃなかったのかなと受け止めております。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 忙しい方ばかりの会議だったので、本当にもったいないし、残念だったと思います。それでも、限られた条件の中でも浮き彫りになったのが、3番目に書きましたけれども、碧南市と高浜市が中部電力からの協定にしばりつけられていること。その中身は、産業廃棄物の焼却場が入っていること。それから、民営化にあくまでもこだわってみえること。また、多目的グラウンドに場所を固執していると、こういうことを執着していったことが浮き彫りになりました。

それで、検討委員の意見の中には、これらほとんどに批判的な意見が現況の状況なども含めて、産業廃棄物などは、今、分別の方向に行っているんで、オープンしたとしても、産業廃棄物の焼

却場は、持ち込むものが足りないぐらいに、今なっているんです。実際にやっている専門家の方が言われましたし、それから、民営化は公的な責任がなくなること、これはほとんどの方が言われました。

途中で潰れたり、撤退したりする例も各地にあって、そういった時にどうするのかという投げかけもあって、民営化に対する基本的な公的責任を主張される方がたくさんお見えになりました。

それから、2号地グラウンドについても、改めて、そういうことを背景にして、固執して場所を決めていたと思いますので、場所も含めて、もう一度、限定でやった4回の検討委員会で、また2号地に決めるんじゃないなくて、場所も基本的に変える必要があるのではないかと私は感じましたが、繰り返しになりますが、3番目のこういった点について、焦点を絞って4つの点で民営化にする点について、多分、見えていた局長は受け止められたと思うんですが、どんな状況でしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 非常に難しい御質問ですけれども、2号地多目的グラウンドにつきましては、焼却場を新設するにあたりまして、碧南市、高浜市の協議の結果、位置を決めて、ここが一番候補地だということで決定されたので、2号地新設を前提とした話で、当然これが進んでいるわけですけれども、中部電力だとか、産業廃棄物の焼却、それから民営化、逆にその辺については、特に特定の手法に多分、逆に執着していなかったんじゃないかと思います。

ですので、委員の皆様からは、処理方式が事業方式についても、逆に、フラットな状態ですので、それぞれのデメリットやメリットがいろいろ逆に出て、幅広い議論になってしまったという感覚で受け止めております。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 4番目に入りますが、用地選択をそもそも見直すべきではということで、3回目の時に、県のほうはこの2号地多目的グラウンドの売買価格は把握しているのかと。県は容認するのかという質問があって、結局、最終のところ、明確に答弁されなかったような気がしたんです。後で聞いたら、資料の中には22億円という、当初12億円で、隣の澤田さんが工場用地を売却した時の実績価格でカウントすると、12億円ぐらいだということで、はじかれた数字を情報公開で私たちは受け止めているんですけども、ほぼ倍に近い金額が示されて、県が承諾できるのかということについては全く不問のまま終わってしまったように思うんですが、これはどんなふうにお聞きになられたのでしょうか、まず聞きます。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 2号地のこの多目的グラウンドの県用地の購入につきましては、その

組合で、特に進捗状況を聞いてはいないというのが現実でございまして、どこまで県が売るとか、そういうふうに言ったとか言わないとかいうところもですね。組合としては、正直把握をしていないという状況でございます。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 今日、新しい担当部長も見えますけれども、新しくはないけれども、去年からおられたんですけども、県がこの約束して、必ず市が求めれば、きちんと許可してくれるなんていうのは、幻想だと思うんですね。それらも含めて、最後の時に普通はごみ焼却場を造る時は、20年とかの期間に限度があるので、隣に造る時は、こっちのところを残しておいてやるんだけど、それにも答えられなかったのが、現実に私たちは持っているんですよ。あそこの面積は、1.7で、実際に利用としては、どうされるのですか。ポートピアの駐車場として、大事にとっておくわけではあるまいし、水の処理の人が100万円で事務所も貸してもらっているんだけど、ああいうのをちゃんと配置整備すれば、可能ですか。110トンの規模の焼却場というのは、それも答えずに終わってしまったということも、ちょっと疑問だなと思います。認識してみえなかったのかなと思うんですが、改めて面積とそういう可能性はあるのかなのか、伺います。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 旧焼却場の跡地ですけども、一角に倉庫が建っておりますので、そこを撤去するという条件で整地をすると、最大利用化の面積としては約0.87ヘクタールということでございます。これは当然、し尿処理の部分は必要でそれを除いた部分ということになります。

それからですね。ちなみに、今のクリーンセンター衣浦の敷地は、約2.2ヘクタールでございますので、この規模を向こうに、てれんくれんで新築するというには、用地としてはちょっと無理かなと思います。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） ですから、向こうのところは不可能にしても、こちらは、将来、ごみが増えるだろうと。時代も変わって、こんなごみ減量や気候危機や、そういう問題がまだ浮上していない時ですから、生でびんや缶を荒子の保育園の隣に埋めていた時代ですから、どんどん減るだろうと思って、3倍の3炉もできるような大きな敷地を取られたんだと思いますけど、こちらのほうは、どっちみち行っても不可能だということで、決着を私の中ではつけたいと思います。

改めて、プール隣接地の農地の買い取りの不可は、この所得価格の予測はということで、この駐車場の土地も借地で買い取ってほしいということで、かなり安めに買ったんですけど、1億円か2億円で取得できるんじゃないですか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この隣接地案につきましては、用地取得費ということで、整備構想の改訂版のほうには試算をしております。新設案1のストーカー式であった場合は、2,200平方メートルを取得するというので、価格が決まっているわけではございませんけれども、売買実例等で幅を持たせた形になりますけれども、2億8,600万円から4億4,000万円程度と試算をしております。

ただ、そこに造る場合は、このエリアが浸水エリアになっておりますので、新たに交付金等を活用するためには、浸水対策費ということで、かさ上げ等にかかる費用として、16億5,000万円程度が加算されるというふうに見込んでおります。

それから、さっき2,200と申し上げました。2万2,000ですね。2.2ヘクタールでございますので、訂正をお願いします。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） ですから、場所も含めて、もう一度立ち止まって検討していただきたい。何が何でも2号地に持っていくと、海辺の近くになりますし、市民の皆さんが、今、ほとんど知らないですけども、もしあっちになった場合は、とても不便になるし、市民の目が届かない。本当に焼却場だけという形になってしまう。ここはもうみんなが行き交いながら、煙突も見ながら、しょっちゅう、目が触れ合い、この花壇の整備も地元の人たちにさせていただいているという市民に密着した施設ですが、そういうふうになると思います。

それで、ずいぶんと幅を持って、2億円から4億円も、倍も幅を持たれたんですが、実際には、この190トンの処理量が110トンになるわけですから、災害を加えても、120トンということで、半分、ほぼ半分近くになるわけですから、今後の小規模改修も一炉止めて、こっちやるという形でやられるんでしょう。

だから、そういうことも含めて、この用地を買い増して、110トンのシンプルなものを造っていくと、結局、元に戻ったんですよ。あのコンサルの人が黙って、検討委員会の会場にも見えたあの人たちが、私たちがお金を出して、私は今日は組合議員ですから、私たちがお金を出してそのプランを作ってもらって、その4つの案に出して、私たちはシンプルでコンパクトでいいという形で提案したんですけども、そこに落ち着いていると思ったので、立ち止まって考えるなら、6人の先生方のご意見もきちんと反映させながら、やっぱり西尾市がやったように公設を維持しながら、委託でもって運営していただくという形でやっていく方向に、客観的に私はそうせざるを得ないんじゃないかなと思いました。

いずれにしても、あと2年ぐらいは、もう少し論議をして、時代も変わりますから、あのごみ減量から、ごみゼロに向けて動いていくということをしていけば、もっと規模も小さくできるし、

かかる管理費も安くできる、1億円2億円はすぐに減らすことができるわけですから、そういうふうに進むべきじゃないかなと思っていますけれども、そんなメッセージを、ぜひ、今後の衣浦衛生組合全体の皆さんに送りながら、まあ退職に向けていかれるんですが、そんなことじゃないですか。もうちょっときちっとこう目を向けて、ここの場所をどうすべきか、10年かかるわけですから、もっと早く5年もやっていたら、環境アセスの期間が切れてしまいますので、2年はちょっと余裕が持てるんじゃないかなと、私は素人ですけど、思うんですけども、どうでしょうか。

それで、高浜市の部長の言われたように、立ち止まって、じっくりと検討し直すと、場所も含めてということじゃないですかね。少し待っていると、価格も下落してくるかもしれないし、戦争になるかもしれないし、どうでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 高浜市の部長の立ち止まってという言葉が一人歩きをしているようですけど、確かに止まってということですが、そういうことも含めて、検討委員会が出された内容も含めてありまして、両市が決定していくということでございます。

その今後、例えば、公設だとか、現施設の延命化ということに、当然、方針がなれば、そこからは当然、私ども事業主体になりますので、私どもで責任を持って、また検討していくというふうになります。

それから、今後、もし、そういうことになるにしても、安城市との広域化ということの話がございまして、そういう面は当然、両市とが協力をして、そのことも考えながら、多分、結論を出していかなければならないのではないかなということで、今は考えております。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 最後の最後で、あまり納得できないかと言われたんですが、広域化についても、この6人の検査委員の皆さんは言われました。やっぱり自主的な判断で見切りをつけるべきだったともっと早くに、そうすれば、ここまで引きずる必要がなかったと思いますので、やっぱりコンパクトでシンプルになると、勘違いしていませんか。広域化は、安城に私たちがみんな持ってくるんじゃないですよと、安城市は、あんたたち造って、こちらに持ってきてください。それならば納得しますけど、ということで、どこの広域化もみんな破綻していると言われましたよ。検討委員会委員の皆さんは、だから、やっぱりきちんと自立した考え方を持って、碧南市、高浜市がどれだけごみを減量できるのか。この気候危機に対して、ちゃんと対案を示して、やっていくこと、環境を守る資源を守るという、こういう基本的な立場に、きちっと断ち切って、碧南、高浜、衣浦衛生組合と収集の仕方、処理の仕方全部もう一度洗いざらい検討し直して、県下で、結構高い排出量のこの碧南市、高浜市のこのごみの排出方法について、大きくメスを入れ

ていくチャンスだと思いますので、それで、より良いものをコンパクトにやっていくということ  
を、ぜひ求めておきたいと思います。

それで、2つ目のサン・ビレッジの料金、組合の料金改定について、伺います。

いろいろ言われましたけれども、公共施設でこの組合は碧南、高浜が構成している、こういう  
構成員ですよ。それで、そのところで、それぞれが負担金を出して、施設も造り、公共施設と  
して市民利用を促しているということです。

地方自治法の第244条には、普通公共団体は、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用  
に供するために、公の施設を設けるものとするということで、2番目に、この普通地方公共団体、  
この一部事務組合も入りますが、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒ん  
ではならない。

3つ目には、公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いを  
してはならないとあります。今までは碧南市が無料券を配付していました。ですから、その福祉  
政策だからということをやっていたんですが、高浜市は拒否されてみえました。でも、今度は料  
金設定ですよ。220円というこの料金設定を高浜市民は440円、碧南市民は65歳以上と障害者の  
皆さんは220円と料金設定で差別をするということは、第244条に明確に違反していませんか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 私ども、地方自治法におっしゃられるとおりですね。碧南市としては、  
前は無料券を配っておりました。新年度からは対策会議でいろいろ決めて、碧南市のほうも市民  
にも説明して、条例を可決しておりますけれども、その2分の1の料金でその券をお売りする  
ということで、この施策を新しくやるということを決めております。

で、我々としては、ではこれがどういうふうなら、碧南市の市民サービスとしてやっていける  
かということは、当然、考えているわけでございまして、衣浦衛生組合の使用料条例としては、  
当然、そのサービス料金としては導入できないということですので、うちの条例としては、今  
でも一律440円の同一料金をもたらうということで、自治法に違反するようなサービスの料金にう  
ちがしているわけでございませぬ。

ではどうしたらできるかという中で、碧南市がそういうふうを考えて、碧南市の独自の施策と  
して、うちの回数券を券売機で安く売って、回数制限をなくして利用していただくということ  
の中で、それを導入するというのが来年度からの話になりますので、よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） それで、私も高浜市長にもお願いしたんですけれども、幸いというか、減  
免制度は衣浦衛生組合を持ってないということなので、65歳以上と障害者に対して、この減免  
制度として、220円に碧南市と歩調を合わせてやっていくという考え方をすることは、全くやぶ

さかではないと思いますね。私たちは、その高齢者や障害者の健康維持というこの福祉的な面も、もちろんありますけれども、構成員として、やっぱりこのサン・ビレッジのPRから、あの利用促進に大いに貢献しようということで、頑張っているんですよ。そうなれば、ここがどんどん増えれば増えるほど、負担金が減っていくということで、損はしないと思うんですね。お互いの細かく人口割だとかで分担した負担金を、このここで利益が上がっていくならば、微々たるものかもしれませんが、負担金に跳ね返ってきて、高浜市も損はしないと思うんです。

先ほど言った地方自治法の差別的な料金を、現実としてはこうなっているわけです。そういう意味で、これを胸を張ってお勧めし、高浜市は知らん顔をしている。高浜市民は、440円言ってください。碧南市民は、65歳以上の障害者の人たちは言ってくださいなんてことは、明確な差別料金です。

ぜひ早い時期、4月に間に合えば、本当はいいんですけども、提案されてみえないので、今後、間に合う時期に、早期に臨時議会でも開いていただいて、この碧南市、高浜市の差別料金をやめていただきたいと思いますが、当然、小池市長は管理者として、高浜市長にも促したと思うんですが、これはもともと、非常事態宣言の小池市長の発信から始まっているものですから、矛盾がいっぱい出てきているんですよ。だから、本当に事務局長も迷走をする答弁をされましたけれども、この48枚の無料券が取り上げるということで、苦肉の策で、こういうふうに行っているんで、矛盾が生まれるのは当たり前です。

でも、ここできちんと法律に沿った手直しをするためには、高浜市が同一歩調をとることと私は思いますので、どうですか。事務局長として、ここ、せつかく大事な時間をとって参加して見えるので、本来ならば、管理者や高浜市長に答弁していただきたいんですが、そういう方向性としては、全く100%無理はないでしょう。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 私から答弁するのは、非常に難しい状況ですが、言われるとおりに、足並みが揃えば、衣浦衛生組合使用料条例を逆に改定して実施しているということにはなると思います。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） それで、今日、私は組合議員ですから、私たち組合の敷地を使って、施設を使って、水も使って何もかも使って、管理者の碧南市長が勝手に、あそこに220円の券売機を置いて100万円で、金庫でお金を貯めては、碧南市に持っていく、あるいは振り込むのか、どうするのか知りませんが、そのために、300万円のあの委託料別枠でやりました。となると、さっき言った木村建設がいつからあの委託を始めたのか、もう一回、明確にお答えいただきたいんですが、このただでやっていた時代と違うんですよ。この時はアルバイトを始めたことになる

んです、300万円の。そうです。自分の仕事でダブルでもらっていますよ。こちらが委託料を払って、3人雇用して、維持管理、清掃も含めてやってくださいという仕事を頼んでいるのに、その裏でどこの時間を稼ぐのか知らないけど、あの1つの体で、同じように券を集めるから、どうにでも運用できると思うんですけども、よそごとやって、アルバイトしたということになるんです。300万円だから、それが通らないでしょう。こんなことは。

それと、もう一つは守秘義務です。碧南市と木村建設の間で、どういう契約内容が結ばれているのは、今日は組合ですから、分からないと言われるかもしれませんが、守秘義務として、市民のこの65歳以上、あるいは障害の実態、これがいい。あのうち

○議長（荒川義孝） 残り1分です。

○1番（山口春美） いるようになるというのも、また問題だと思いますが、そういう意味でも、やっぱりきちんと両市が足並み揃えてやってくる守秘義務については、どうなるんですか。この衣浦衛生組合の委託の範囲の中の守秘義務として、どう求めるんですか。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 衣浦衛生組合の事務につきましては、今までどおり、私どもが仕様書に含んでいることについては、しっかりやっていただくし、守秘義務も当然出てくるということなので、この碧南市が新年度からやるやり方で予算が例えば300万円ついていたりするんですけども、ちょっとそこの新たな新年度の碧南市の委託のやり方については、私どもどのような形になるかは、まだ認識しておりません。新たにそのお金で人を置いて、別でこうやっていくのか、それも分かっておりませんので、そこは答弁できかねるところでございます。

このシルバー券については、昔からずっと木村建設は、新しく木村建設だけとなったのは、令和6年7月1日。ただ、その前は木村建設とコパんでの共同体で3年やっております。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 今まで券の時は守秘義務はなかったんですよ。もう認定してこの紙を持ってくるから、この時はこの向こうの仕事だろうが、こっちの仕事だろうが、私たちが委託した人が、民間人がこのプライバシーを精査するわけですから、この守秘義務について、きちんと決め事を作らないと違反になりますよ。どこから漏れていくか、分からないに思いますので、ぜひその辺をきちんとやっていただけるかどうか。それは組合の仕事です。よろしく願いしますが、お答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この辺は碧南市の新制度における確認方法はですね、その辺をしっかりと、担当部局のほうと協議を行って、進めていきたいと考えておりますので、よろしく願い

します。

○議長（荒川義孝） 山口議員、質問されますか。

○1番（山口春美） 終わります。

○議長（荒川義孝） 以上で、1番、山口春美議員の一般質問を終わります。

これで通告者の質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（荒川義孝） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4 衣浦衛生組合管理者の選挙を行います。

衣浦衛生組合管理者の選挙の方法につきましては、公職選挙法第35条の規定により、投票によることといたします。

それでは、選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（荒川義孝） ただいまの出席議員は10名であります。投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（荒川義孝） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（荒川義孝） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（荒川義孝） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○議長（荒川義孝） 開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第31条の規定により、立会人に1番、山口春美議員、7番、神谷直子議員を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に山口春美議員、神谷直子議員を指名いたします。

山口春美議員及び神谷直子議員、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（荒川義孝） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票、うち白票1票。有効投票中、杉浦康憲君9票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、杉浦康憲市長が管理者に当選されました。ただいま当選されました杉浦康憲市長が議長におられますので、本席から会議規則第32条により、当選の告知をいたします。

杉浦康憲市長を紹介いたします。当選のご挨拶をお願いいたします。

○参与（杉浦康憲） ただいま議員の皆様にご推挙いただきました管理者の杉浦です。よろしくお願いいたします。

当組合事業は、市民生活に大きく関与しております。そして、大きな課題もありますが、まずは安心安全な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、ご議員の皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川義孝） なお、新たに管理者となられます杉浦康憲市長の任期は、令和8年5月1日から令和10年4月30日までとなりますので、よろしくお願いいたします。

---

○議長（荒川義孝） 続きまして、日程第5 議案第1号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第1号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

参考資料によりご説明いたしますので、参考資料1をご覧ください。1の改正の理由でございますが、人事院勧告に鑑み、衣浦衛生組合職員の給与を改めるため、条例の一部を改正するというものでございます。

2の改正の概要でございますが、(1)手当の名称の改正として、特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について、特別の理由があると認められる職に、新たに採用された職員に対して、支給する手当の名称を初任給調整手当から、第一種初任給調整手当に改めるというものでございます。

次に(2)初任給調整手当にかかる規定の追加として、新たに採用された職員であって、採用の日において、勤務、1時間当たりの給与額が在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回る者に対して、第二種初任給調整手当を支給する規定を追加するというものでございます。

(3)の施行期日は、令和8年4月1日でございます。(4)の条例改正による影響額につきましては、現時点で、該当者がいないため、算出はできません。

以上で、議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長(荒川義孝) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○8番(倉田利奈) 議長。

○議長(荒川義孝) 8番、倉田利奈議員。

○8番(倉田利奈) まず、これがよく分からないんですけど、第11条の特殊な専門的知識というところは、具体的にどういった方になるのかということについて、教えていただきたいのと、名称が初任給調整手当から第一種初任給調整手当に改めるに至った理由についても、お聞かせいただきたいと思ひます。

あと影響額ということで、現時点では、該当者がいないため、算出できないということですけど、これまではそういった方が見えたのかどうかについても、合わせてお聞かせください。

○庶務課長(高橋文彦) 議長。

○議長(荒川義孝) 庶務課長。

○庶務課長(高橋文彦) 今回の第一種の特種なということでございますけれども、医師や研究者等ということで、人材確保を目的として、慢性的な人材不足または特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について、特別の理由があると認められる職、医師や研究者において、基本給の賃金体系を崩さずに、初任給の水準を特別に調整する趣旨から設けられている手当でございます。第一種というのは、そういう特種なものを指すということでございます。

一方、第二種というのは、一般の職員になるわけですが、月例給が人材競争が激しくなる中で、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえた月例給水準を地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その額を補償、補填するための手当を措置するというものでございます。

○議長(荒川義孝) 答弁よろしいですか。

○庶務課長(高橋文彦) すみません。うちの実績としてはございませんので、よろしくお願ひ

します。

○議長（荒川義孝） ほかにありませんか。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 参考資料の1で、採用による欠員の補充について、特別の理由があると認められる職というの、全く未来にわたってないということで、よろしいですか。医師、研究者と言われましたけれども、そんな場合が、具体的にどういうところが想定されるのか。この医師、研究者と限定した場合にどうだったのか、そのほかには該当しないのか、職種で限定しているんですか。特別の理由があると認められる職ということで、第一種初任給調整手当に改めるというのは、だから、格段にその手厚い給与を保障するということですよ。

これは実際にはどのぐらいの額を上限とか下限は、最低賃金の一般職、この2のほうではなっているんですが、この上の1のほうでは上限下限はあるんでしょうか。

それから、2のほうは、最低賃金から下回った場合に、付け加えるということだけでも、これは極めて臨時的な雇用ですか。臨時的で部分的で短時間でというように想定するのか。2のところの職種についても、この衣浦衛生組合議会で想定されるものというのは、具体的にどういう事例があるのかを教えてください。

今の最低賃金は、まだ変わったばかりですが、幾らになっていて、現実問題として、この会計任用も含めて初任給、あるいは、現行の給与について、最低賃金ぎりぎりの人もいないんじゃないかと思うんだけど、下回ることは絶対ないということで、現実の初任給で言うと、どのぐらいになるんでしょうか。今の初任給と最新の初任時給、最低賃金と合わせて、割り込むと、時給幾らぐらいになるのか。そして、この手当についても、足りない分だけで最低賃金を維持するという低いレベルの話ですけども、それにとどまってしまうのか、この発生する可能性があるんですか、可能性がなくても、条例制定しないといけない場合もあると思うんですけども、具体的にはどういうことが想定されるのかをイメージとして示していただきたいと思います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 第一種、第二種ともに想定されるものというのは、今、現状ではございません。将来的にもないのではないかとこのところでございます。当組合では、医師を雇うことはございませんので、そういうことはないかなと考えております。

国の基準でございますけれども、医師の場合、支給額を月額で18万円から48万円以内と、その国の基準は定められております。また、第二種のほうは一般職の場合で、本当に低い場合ということですので、1級の1号、2号とか3号とか、そういう低い場合が想定されますけれども、通常私どものほうで高卒初任給ですと、1級5号で、現状ですと、1,288円、大学卒ですと、1級の29号で時間当たり1,528円ということで、現在、愛知県の最低賃金のというのが1,140円で

すので、まだ下回ることはないということです。下回った場合ということですので、あまり考えられないんですけども、このところの最低賃金が急激に上昇している中で、そういう場合が生じたときには、措置できるようにするという条例でございます。

以上です。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 1番目はほぼないと。いろいろこれから、例えばごみ焼却場を造っていくにあたって、事故が起こったりして、一時的に研究者を雇用することはないわね。委託したり、来てもらったりすることはあっても、1はないと未来永劫。2番はそうでもなくて結構あるんじゃないですか。改めて聞くと、ものすごくぎりぎりのところで、高卒の方が初任給1,288円ということで、最低賃金ぎりぎりですびっくりしたんですが、これも含めて、これより下の号給が出てくるのか。この第二期初任給調整手当を支給しなければならないような、そのこと自体が、存在不能じゃないのか。初任給の給与表で、正規がなんか会計任用なんか知らないけれども、いずれにしても、給与表でやるわけで、そのものが最低賃金を下回っているようで、手当でやらないかのようなことは、表として成り立たんでしょう。

そういうふうに矛盾するんじゃないのか、臨時的に雇った場合は、その表を当てはめないから、2号のところ1は半永久的にないと、上から来たから作っておくだけだということだけど、2の場合はあり得るので、最低賃金を下回る月額といえども、給与表は成り立たないということが大前提ですよ。もっとこれもないということじゃない。この手当で補充するのは、これも上限があるんですか、上限下限が。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） おっしゃられるように、公務員の給与のほうは、人事勧告に伴う改正で、人事勧告自体がそういった賃金の情勢を踏まえた改正がありますので、よほどこれに該当する場合がないですけども、先ほど言いましたように、人件費が高騰している中で、また改正時期が10月になりますので、その時に人事院勧告を上回ってしまった場合に、早急に対応できるようにするというところでございますので、通常は想定されないものだと考えております。

以上です。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 10月改定なのは最低賃金のことですか。最低賃金、私たち1,500円で、その次は2,000円に引き上げようと。そうすれば、大体正規との間で相当差が縮まるので、月給20万円を超えるということで求めているんですが、10月に改定しても、そうしたら給与表を変えるんですよ。この絶対に下回らないようにやらないと、これも、いちごっこで永久にないけ

れども、具体的にこの雇用することもないけれども、なぜ作るのか。この条例改定、言われたから作るのか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） これもすでに人事院勧告からの改正でございますので、国も県も他の自治体も全体に行うものでありますので、お願いします。

○議長（荒川義孝） ほかにありませんか。

○8番（倉田利奈） 議長。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 先ほど、特殊な専門的知識というところで、医師や研究者等と言われて、この等というところに、弁護士を含まれるのかどうか教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） そのあたりの判断は、国の基準の中には、特殊な専門知識を利用する必要とするものという例外的なものもありますので、そのあたりは、各自治体により判断されるのではないかと思います。

以上です。

○8番（倉田利奈） 議長。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 例えば、弁護士をここに職員として入れるという場合に、別の衛生組合の条例に、それがうたってあるのかないのか、うたっていないから、これの可能性はあるのか、もしくはうたってありますということなのか、それは別でうたってあるんでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まずそういった職員の場合には、改めて、その条例等を整備しないとイケないと思いますので、あくまでも、これはどちらかというところ、第二種の今までも、この初任給の調整手当というのがございましたけれども、それに新たに、第二種と言われる一般職の場合の初任給が最低賃金を下回った場合に、手当てできるようにしたものでございますので、よろしくお願いします。

○議長（荒川義孝） ほかに、質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川義孝） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時 再開

○議長（荒川義孝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（荒川義孝） 日程第6 議案第2号 衣浦衛生組合職員の旅費に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第2号衣浦衛生組合職員の旅費に関する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

参考資料により申し上げますが、本議案及び参考資料中には、条例番号が空白となっている箇所がございます。この点につきましては、本議会において、可決された後、改めて附番をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、参考資料によりご説明いたしますので、参考資料1をご覧ください。

1の改正の理由でございますが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律、（令和6年法律第22号）が令和6年5月15日に交付され、令和7年4月1日から施行されたため、条例の全部を改正するというものでございます。

なお、法律の改正は、令和7年4月1日でございますが、国からの改正の詳細がなかなか示されなかったことなどから、碧南市に足並みをそろえ、このタイミングでの上程となったものでございます。

2の改正の概要でございますが、（1）旅費の支給対象とする出張の範囲の拡大として、旅費の支給の対象とする出張に、職員の住所、居所、その他、任命権者、またはその委任を受けた者が認める場所を出発地または到着地とする旅行を追加するというものでございます。

これにより、職員の自宅を旅行の出発地、帰着地として認めることができるようになり、いわゆる直行直帰で、旅費を支給できるようにするものでございます。

次に、（2）支給対象者の追加として、旅費を支給するものに赴任（新たに採用された職員、国又は都道府県の職員であったもので、引き続いて採用されたもののうち任命権者が管理者と協議して定めるものに限る。）がその採用に伴う移転のため、住所、若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため、旧在勤庁から在勤庁に旅行する

ことをいう。以下、同じ。)するものを追加するというものでございます。

衣浦衛生組合では、赴任に関する規定はございませんでしたが、碧南市においても規定されることから、今回の全部改正で、国の規定に合わせて規定するものでございます。

次に、(3)旅行役務提供者への支払いに係る規定の追加として、組合が旅行役務提供契約(旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他管理者が定める者(以下、「旅行者等」という。))が、組合に対して旅行に係る役務その他管理者が定めるものを旅行者(旅行命令又は旅行依頼(以下、旅行命令等という。))を受けたものを言う。)以下に同じ。)に提供することを約し、かつ、組合が当該旅行者等に対して当該旅行にかかる旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。)に基づき、当該旅行役務提供契約を締結した者(以下「旅行役務提供者」という。)に支払うべき金額があるときは、当該旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対し、旅費に相当する金額を支払うことができる規定を追加するというものでございます。

これは、今までは、旅費は職員本人に対してのみにしか支払いできませんでしたが、今後は、旅行代理店、引越業者、クレジットカード会社などの旅行役務提供者に旅行にかかる役務等を提供してもらった場合に、出張した職員に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に旅費に相当するものとして、支払いができるようにする規定でございます。

次に、(4)旅費の種類に係る規定の改正として、旅費の種類にその他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費を追加し、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び日当を削除し、各種類について次のとおり規定するというものでございます。

これまでどおりと変更のある点を中心にご説明いたします。ア、鉄道賃、船賃及び航空賃ですが、鉄道賃、船賃及び航空賃は、現状の規定と原則変わりありませんが、鉄道賃における特急料金の支給が、片道100キロメートル以上の旅行に限っていた規定は廃止されます。

次に、イ、その他交通費ですが、これまで車賃として乗合自動車による旅行の場合は、その実費、その他の場合には、1キロメートルにつき37円を支給すると規定されていましたが、これを廃止し、今後はその他交通費として、路線バス、タクシー、レンタカー等に要した費用の実費を支給することが規定されます。

次に、ウ、宿泊費ですが、これまで宿泊料として、全国一律の金額が規定されていましたが、今後は、宿泊費として、規則で定める都道府県ごとの金額を上限とした実費支給に変更されます。

次に、エ、包括宿泊費ですが、これは移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用で、いわゆる旅行代理店のパック旅行に対して、交通費の額並びに、当該宿泊に係る宿泊費の額の合計額を支給することが規定されます。

次に、オ、宿泊手当ですが、これまでの定額の旅行雑費、または日額旅費を廃止して、(ア)旅行を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、一夜当たり2,400円を支給することを規定します。

ただし、(イ)として、宿泊費に朝食、夕食のいずれかに相当する費用が含まれる場合の宿泊手当は、1,600円を。朝食及び夕食の費用が含まれる場合の宿泊手当は、800円を支給します。

次に(カ)の転居費から、(コ)の死亡手当までは、従前から国に規定はありましたが、当組合では、規定していなかったものを今回、新たに規定するものとなります。

(カ)転居費は、赴任に伴う転居に要する費用で、転居の実態を勘案して、家財の運送に要する費用を支給します。

(キ)着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な現地での滞在に係る費用で、その額は、国内への旅行にあっては、5夜分、外国への旅行にあっては、10夜分を限度として、現に宿泊した夜数にかかる宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給します。

(ク)家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用で、その額は家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定する鉄道費、船賃及び航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額を支給します。

(ケ)渡航雑費は、外国旅行に要する費用で、予防接種にかかる費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税等に要する費用を支給します。

(コ)死亡手当は、職員が外国出張中において、死亡した場合の諸雑費に充てるための費用を支給します。

3の施行期日等でございますが、(1)施行期日は、令和8年4月1日でございます。ただし、(2)経過措置といたしまして、アにつきましては、改正後の衣浦衛生組合職員等の旅費に関する条例(以下、新条例という。)の規定は、施行の日以後に新条例に規定する旅行命令権者が、旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の衣浦衛生組合職員等の旅費に関する条例(以下、「旧条例」という。)に規定する旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお、従前の例によるものとする。ただし、施行日前に、旧条例に規定する旅行命令権者が旧条例同条に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお、従前の例による、と規定するものでございます。

イにつきましては、新条例第3条第2項の規定は、職員が施行日以後に退職、免職、失職、もしくは休職(以下、「退職等」という。)となった場合、または死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合、または死亡した場合については、なお、従前の例による、と規定するものでございます。

ウにつきましては、新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定するものが同条第1項第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお、従前の例による、と規定するものでございます。

エにつきましては、新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する、と規定するものでございます。

最後に、(3) 衣浦衛生組合会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年衣浦衛生組合条例第2号の一部改正であります）が、第32条第2項中「衣浦衛生組合職員の旅費に関する条例（平成2年衣浦衛生組合条例第5号）第2条第1項第1号」を「衣浦衛生組合職員の旅費に関する条例（令和8年衣浦衛生組合条例第 号）第2条第1号」に改めるというものでございます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（荒川義孝） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○8番（倉田利奈） 議長。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） まず、今回の新たな条例ですけど、碧南市の条例に合わせていると説明があったんですけど、高浜市とはこの条例の立て付けが違うものですから、なぜそれを碧南市にあえて、同じようにしたのかというところを、お伺いしたいと思います。

それから、これは多分、高浜市も一緒だと思うんですけど、結局、今までの日当がなくなるということで、そうなってきた時に、別の規定をここで設けられているんですけど。そうなってくると、結局、これを読むと、日帰りで出張に行かれた場合については、今後日当がなくなる分、いわゆる交通費のみということで、よろしいのか、その確認もしたいと思います。

それから、3点目として、今回、この条例に基づく規則についてはどのようにするのか教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まず、碧南市に合わせたということでございますけれども、基本的には、衣浦衛生組合は碧南市に準じた条例規則を定めておりますので、今回も碧南市の条例に合わせておるものでございます。

また、日当、日帰り等、今回、大幅ないろいろな部分に様々な改正部分がございますけれども、基本的な部分というのは、変更はないということで、例外的な措置等が様々な規定されていると理解をしています。

また、規則のほうは同日ですけども制定するものでございます。

○8番（倉田利奈） 議長。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 規則がないから、よく分からないところがいっぱいあるんですけど、例えば、何らかの状況で、自家用車、例えば、ここから中部国際空港まで行って、そこから飛行機に

乗っていくということで、電車だと結構ぐるっと回っていかなければいけないし、早朝の便とか、例えば、前泊しないといけないとか、そういうこともあり得るわけで、そうなった場合に、例えば、自家用車で行くという時は、具体的にどうなるのかというのが、これだとよく分からないですし、そういう規則がやっぱり一緒に示されないと、分からないことがいっぱいあるので、まず、車については、どのような取り扱いになるのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今回の改正につきましては、国の改正に合わせるような形で、全国の自治体の改正も行われるというようでございます。個別、具体的にこれはどうだ、あれはどうだということを、この場でいろいろ申し上げるのは、時間もありますので、控えたいと思いますので、ご理解お願いいたします。

○議長（荒川義孝） ほかにございますか。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 規則のところはどうするというのが聞こえなかったんですが、参考資料の4ページのところには、エのところ、規則の規定に違反して、旅費の支給を受けた場合について適用すると書いてあるので、何らかの規則があると思うんですが、何条の項、目的にも何なのかというのを教えていただきたいです。

説明の中で、ほぼ変更がされるんですけども、従前のものは、従前ということではなかったので、1条から27条が全ての条例文なので、その中で全く実際に文言ではなくて、実際の運用で変わらない条項はどこがあるのかというのを教えていただきたいです。

それから、本文の5ページの最後のところです。鉄道賃ということで、(5) 特別車両料金、管理者等に限るという表現とか、それから、その次の6ページの下の方で、第11条の2のところ、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（管理者等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とするということで、こう分けてあるんですね。

それで、出張に行くときでも、市長は管理者は別々なんていうと、居心地が悪いと思うんですけども、これは変わらない部分として、明記がされている方なのか。変わっているのか、これグリーン料金だとか、これは飛行機ですから。その前のところは特別車両料金。さっき言った5ページはグリーン料金のことでしょうか。具体的な金額はどのぐらいの差異があるんでしょうか。

それから、6ページの真ん中の第10条の4のところにも、特別選出料金ということか、管理者に限ると書いてあるんですが、これも、グリーン料金だとか、この格差がつけられた料金のこの上の方の人だけ使うという同じ付き添いの人がついても、ばらばらにしていると、かえって危ないと思うので、こういうのは、どういう扱いで、具体的には金額はどのぐらいの上限が決められているのかを確認したいです。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 先ほども申し上げましたけれども、個別具体の例については我々が組合の中で旅費と言いますと、職員の一般的な研修ですとか、あと現地視察のような予算に組み込まれた旅費のみですので、そういった管理者が旅行をする場合とか、その辺が特にあるわけではございませんので、この場では、答えは控えさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） この間、三豊に行かれたときは、部長が行ったのかなということで、場合によっては、それは市長がついて行って視察に行ったりする場合、あれも完全の職員旅費で行ったと思うんですけども、実際にこれは書いてはあるけれども、座っていてもこそばゆいので、管理者に限るという5ページの一番下、特別車両料金も、それから、その次のページの特別船室料金も、それから、差額をつけた11条の2も運用しないということ。衣浦衛生組合では。金額も分からず上限も分からず、そういうものを選択するのか、自動的にそちらになってしまうのか。もう分からずよそで上から決めた条例だから、答えられないなんていうことは、駄目だと思うので、規則についても同時施行すると思うので、4月1日から実施なので、何条ぐらいで、どんな取り決めをここに漏れている部分、どこの規則でフォローするのは言わなければ、議決はできません。

なんでも上から来たものは、全部一応出すだけで、説明もなく議決せよとおっしゃるのか。それは、民主主義とは全然相いれないと思うんですけど、第1条から第27条の中で、実際には現実と同じだということも、区分はされてないのかね。

どこが新しく変わって、ツアー料金だとか、飛行機代とホテルとセットになっているパック旅行だとか、そのほうがうんと安いから、そういうのが今までは使えなかったのは、私は一歩前進かなと思って、本庁の方は賛成したんですけども、グリーン料金とか、その管理者に対する特別扱いが入っているのは、ちょっといただけないと思うので、ここは確認したいです。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 何度も申し上げますけれども、そういった場合も、この条例または規則のほうは同日に、組合の規則で制定させていただくものですが、規則の内容につきましては、これは碧南市の規則に準ずる規定、規則となりますので、特に組合だから、独自にそれを管理者は扱いが違うとか、そういうことはございません。同様な扱いをするということで、あとは、最上という管理者は、特別な料金だと言いましても、それでも、常識的な範囲での料金との中で定められると思います。この場で、個別のことで、お答えはちょっと控えさせていただくと

ということで、ご理解をお願いいたします。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） そんな答弁することないですよ。大体が国から変わってきて直すものが多いので、そんなことを言われたら、何の中身も分からないまま、私たちはめくら判と言っては差別用語になるんだけど、そういう議決をすることになるわ。こんな答弁はないと思うんだけど、それから規則を持って見えない自分が不勉強だってことを表明された。碧南の規則を持って見えるなら、碧南市の私は勉強不足で、今日は碧南市の規則を持っていません。何条あって、どういうものがあるか、それ準じていくなれば、それを表明すればいいだけの話で。勉強不足ですか。私とともども、議長ちゃんとの聞いたことについて、真剣に私たち、本当、大きな改変になるし、予算も伴うことなので、やっぱりきちんと納得した上で、三豊も行くだろうし、小松島も行くだろうし、これからいろいろこのごみ焼却場の件もあるし、様々な視察はあり得ることだと思うので、大いに勉強もしていただきたいです。市の職員さんや、組合職員さんにも、ぜひ、真摯にお答えいただけるように促してください。

○議長（荒川義孝） 分かる範囲でいいですので、同じ、どうですか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 管理者、そうですね、JRの特別料金としましては、JRの一部私鉄のほうで、普通車よりもグレードの高い座席や特別な設備を備えた特別車両グリーン車、名鉄の特別車両という。利用をする際に、乗車券、特急料金を加えて支払うということでございます。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○2番（大竹敦子） 議長、2番。

○議長（荒川義孝） 2番、大竹敦子議員。

○2番（大竹敦子） 最初に1つだけ確認をしたいと思います。

改正の概要の（1）で、支給対象とする出張範囲の拡大ということになっておりまして、職員の住所、自宅からあの直接旅費というか旅行の範囲を広げるということになると思うんですけど、その際のそこから、行ってもいいということは分かるんですけども、旅費として、ここが拡大されたことによって、旅費の違いというのは、これまでの旅費の算定と変わりがあるのか教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 確かに、今、大竹議員のおっしゃられるように、出張が自宅から出て、自宅に帰ることが直行直帰できるということですので、若干、旅費が変わってくるかと思えますけれども、まずその場合は効率がよいほうですね。わざわざ料金高くなるほうを選んでいくわけ

ではなくて、効率的で安くなるほうが手段であれば、自宅から駅が近いから、そこから乗ったほうが目的地とも近いということであれば、その道を選んでいくということでありますので、何でもかでも、そういうことではないということで、ご理解いただきたいと思います。

○8番（倉田利奈） 議長。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） さっき、私の質問で答弁漏れというか、はっきりお答えいただけなかったのが、日当の話ですけど、結局、この条例を見ると日帰りについては、旅費のみということについては、お答えいただけなかったので、そこははっきりしていただきたいのと。

あとやはり、個別具体的にきちんと示すのが条例であり、規則であり、それに従ってやはり旅費とか、いろいろなものが出せるわけですので、そこはしっかりお示しいただくべきですし、お答えいただかないと、そこが重要ですからね。そのための条例規則ですので、それをなんか個別具体的にだからと答えないというのは、私もあり得ないと思っているんですけど、あと、パック旅行につきましては、確かに、特に飛行機使う場合は、長距離だとパック料金のほうがすごく安く、下手したら3分の2ぐらいの金額になるというのも聞いているんですけど、ただそれはそれで使うのはすごくいいんですけど、逆に、パック料金のほうが安いからって、一生懸命パック料金を探していることのほうが、職員にとって時間の無駄、もったいないと思う部分もあるものですから、そのあたりは、どういうふうに運用していくのか。先になんか何キロ以上についてはどうか、飛行機使う分には、先にパック料金を探すとか、そういうことなのか。それとも、とりあえずは、こういう今までどおりの旅費を出しておいて、後からそういうのが見つければ変更するとか、運用の仕方についても、もう一度教えていただきたいと思います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 具体例で申し上げます。日当といいますか、日帰りの場合ですね。普通旅費の内訳としまして、名古屋に県庁等の出張を行ったりしておりますけれども、その中には、日当は含まれておりませんので、交通費のみとなります。

パック旅行が適用するかどうかというのは、パック旅行を計画的に旅行する場合で、パック旅行が選択肢の中にあるという場合だと思いますので、いちいちパック旅行を旅行者が選択して、どうのこうのということではないと思います。基本的には、交通費を算出する一般的に鉄道等の交通費を算定するということになると思って考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（荒川義孝） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第2号の採決をいたします。本案は、原案のとおり、決することに、賛成の議

員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荒川義孝） 挙手多数であります。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川義孝） 続きまして、日程第7 議案第3号 衣浦衛生組合使用料条例の一部を改正する条例を議案といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第3号 衣浦衛生組合使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

参考資料によりご説明いたしますので、参考資料1をご覧ください。

1の改正の理由でございますが、平成25年策定の衣浦衛生組合使用料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料の見直しにより、受益者負担の適正化を図り、将来にわたる安定したサービスを提供するため、条例の一部を改正するというものでございます。

なお、当組合の施設使用料につきましては、15年間見直しがされておらず、実情に合った使用料とする必要が生じているため、各施設の経常的な維持管理に要する経費を算定した上で、次ページの事項のとおり、改正を行うというものでございます。

2の改正の概要でございますが、衣浦衛生組合使用料条例の一部改正、（別表関係）

（1）近隣自治体との比較による改正としましては、ア、クリーンセンター衣浦における一般家庭ごみについて、無料範囲及び使用料の見直しを行う。イ、衣浦斎園における火葬について、管外使用料の見直しを行うというものでございます。

次に、（2）施設の経常的な維持管理にかかる経費を元に算定した使用料による改正としまして、リサイクルプラザにおけるリサイクルショップ及び衣浦斎園における犬、猫等、霊安室及び待合室の見直しを行うというものでございます。

次に、（3）衣浦斎園使用料の一部改廃としまして、衣浦斎園について、汚い物を廃止し、新たに人体の一部及び胞衣及び産汚物を設定するというものでございます。

次に、（4）その他の改正としましては、ア、消費税率分を加味し、行政財産の目的外使用料の最低額を引き上げる。イ、別表及び備考欄について、語句等の修正を行うというものでございます。

3の条例改正による影響額でございますが、令和6年度決算額からの算出で、1,824万9,000円の歳入増を見込んでおります。

4の施行期日は、令和8年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、改正の詳細についてご説明いたしますので、参考資料2をご覧ください。

クリーンセンター衣浦における一般家庭ごみ（資源ごみを含む）でございますが、現行の100キログラムを超える10キログラムにつき、50円から、30キログラムを超える10キログラムにつき、100円に改めるものでございます。

次に、リサイクルプラザにおけるリサイクルショップでございますが、出品1回あたりの使用料を、現行の200円から300円に改めるものでございます。

次に、衣浦斎園における火葬でございますが、管外使用料について、12歳以上の者1体については、現行の3万円を7万円に、12歳未満の者1体につきでは、2万円を4万円に、死産児1体につきでは1万4,000円を2万円にそれぞれ改めます。

次に、区分の汚い物を廃止し、これまで汚い物としておりました手術により切除された人の手足等を人体の一部とし、出産時に出た汚物類等を胞衣及び産汚物として、それぞれ新たに設定します。その他、犬、猫等霊安室及び待合室について、それぞれ見直すものでございます。

以上で、議案第3号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（荒川義孝） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 今回、火葬につきましては、組合市については、12歳以上、それから12歳未満死産児1体につきということで、全部無料で、組合市以外のところについては、値上げされるということですが、人体の一部と胞衣及び産汚物については、組合市であったとしても、これは料金が必要になってくるんですね。このあたりが私には、理解できないと思うので、まずその1点目についてご説明いただきたいと思います。

それから、2点目としましては、リサイクルショップについても1回につき、100円値上げということですが、リサイクルショップはどの程度やっているか分からないんですが、近隣自治体がどのような状況なのかをお知らせいただきたいのと、あとこれがよく分からないんですが、行政財産の目的外使用料、これは建物使用料が1平方メートル1時間につき、5円以内において、管理者の定める額となっているんですね。この5円以内において、管理者の定める額という、こんな条例あり得ないんじゃないかなと思うんですね。これをどのように理解したらいいのかということと、540円を550円にするということなんですが、近隣市と比べてどうなのかということについても合わせてお聞かせいただきたいと思います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まず、火葬料金の中で人体に関しては無料でありますけれども、人体の一部と胞衣及び産汚物については、有料とさせていただいているということでございますが、

この人体を無料とした経緯としまして、人の死というのは、人生に一度きりということで、その部分は、税金で無料とするということで、これは西三河で統一した見解として、無料にさせていただいたということがございます。

それに代わって、今まで汚い物としていったものですが、これは一度きりではない可能性がありますので、それについては負担をいただきたいということでございます。料金設定も今回、人体の一部は600円とさせていただいたのは、これまでの汚い物の金額から、算定したものでございまして、一方で、管外のほうが、人体の一部は1万円と胞衣及び産汚物については、1,800円と金額は違いますけども、これは、人体の一部のほうは、火葬炉を使用しますので、そこから算定したものでございます。

一方で胞衣及び産汚物のほうは、動物炉で焼却するというので、その分の処理費用をいただくということでございます。

リサイクルプラザにつきましては、近隣がどうかということですが、まあ、刈谷市が同じような仕組みを用いております、刈谷市の現状、まだ200円でございます。あとは、建物使用料の平方メートルで出されます。基本的な平方メートル当たり5円で算出させていただきましても、面積が小さい場合は、500円に満たないという場合は、550円とするという1つの目安としているものでございます。

よろしく申し上げます。

○8番（倉田利奈） 議長。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） リサイクルプラザが、刈谷市が200円で、うちは300円に値上げすることですけど、リサイクルプラザは、ごみを減らして、なるべくリサイクルを回して、市民の方に再び使っていただくという、すごくいいことだと思うんですけど、そうなってくると、売っても売れなくても、万が一、1点も売れなければ、結局、200円とか300円がその人の持ち出しだけになるということにもなりかねないんですよ。その意味でも、これを300円にしたことによって、影響はどうか、私もどれぐらいなのか、細かい数字は、そこまで調べてないから分からないんですけど、そのあたりの影響は、どのように考えてみえるのかということと、あとは、この行政財産の目的外使用のこの建物使用料で、今、徴収すべき金額は550円に満たない場合は、550円はこれでいいんですけど、5円以内でも、そういった対象物があるのかどうか分からないので、あるかどうか、まず教えていただきたいのと、例えば、その広いところになると、1円と5円では全然変わるんですよ。これでいくと、条例上1円でもやろうと思えばやれるんですけど、なぜこういう表現の仕方になっているのか、よく分からない。5円だったら、5円と書けばいいと思うんですけど、このあたりがあまりにもアバウトな書き方になっていると思うんですけど、近隣自治体もこんなアバウトな書き方をされているんですか。どうなんでしょうか。管理者の思惑がすごく反映されるんですけど、どうなんでしょう。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） リサイクルプラザのほうは、経費がかなりかかっておりますので、経費から算出して、300円とさせていただきます。これは、刈谷市と比較して幾らということではなく、独自に経費がかかっておりますので、そこから負担をお願いしたいということになります。実際にそれで利用が増減はどうだということですが、実際には出品された方、6割7割売れておられますので、300円以上の売上があると大体統計で見えておりますけれども、適切に出品される方が、判断していただくということになるだろうかと思っております。

5円以内で管理者が定めるということですが、現状では、1.5円で定めております。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この建物使用料の目的外使用料のこの5円以内と書き方ですけど、碧南市に準じていますので、碧南市もこういう書き方してあって、私自身、違和感がなかったんですが、結局は1平方メートルあたり1時間につきですので、平方メートルが大きかったり、何日間わたる目的使用の場合は、当然、その金額は5円以内であっても、すごく大きくなものにもなっております。

よろしく申し上げます。

○8番（倉田利奈） 議長。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 今、リサイクルプラザのほうで統計を見ていると、7、8品が売れているということになると、平均幾らの売り上げがあるのかということ、多分、統計見ているということは、そういうのもしっかり調べられているのかなと思うんですけど、平均の売り上げが幾らぐらいあるのか。で、多いと幾らなのか、少ない人は幾らなのか。それから、これを結局300円にすることによって、出品する人が減るとなると、これは本末転倒になる話なものだから、現状、出品をするために待ちがあるのかどうか、そんなに待ってなくて、いつも空いていてすぐ出品できるという状況なのか。それとも、いつも待っている人もいるぐらいであれば、300円に値上げしても、そんなに影響がないのかと思うんですけど、そのあたりについても教えていただきたいのと、あと金額が1.5円とおっしゃったんですけど、これは、1.5円は全て今、自販機になると思うんですけど、全てにおいて1.5円で計算しているということなのか、ということと、あとこの単位が1時間につきということなんですよね。1時間につき1.5円ということは、そうすると、24時間だと、自販機だと1日26.4円ですかね。なんか非常に安価な感じになるんです。自販機は、入札でしたか。そのあたりもよく分からないんですけど、今、この建物使用料でこの金額で支払っているというのは、実際どこにあるんでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まずリサイクルプラザですけど、持ち資料がございませんので、申し訳ございませんけれども、そうですね。大体出品された方が20品を出品されますけれども、6割ぐらいは売っていかれますので、十分、300円以上にはなっておられるかなと思っております。

出品の待ちですね。現状では3か月ほど待っていただいているんですけども、それでも特に苦情ですかね。困ったというようなお話も伺っておりませんので、順調に運営はされていると考えております。あと時間かける面積も関係してきますので、その面積に応じて金額ということでございます。

あとは、今、言われた自販機につきまして、プロポーザルで契約をしております、相手側からの提示によって、貸付をしております。あとは、貸付の事例でありますけれども、例えば、サン・ビレッジ衣浦のロビーで、水着等の販売をしている場合ですとか、衣浦斎園の祭壇の貸付をしているような状況がございます。

以上です。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほど御質問があったリサイクルショップの1人当たりの平均売り上げについては、持ち込んだものが高いのか、安いのかということですが、我々としては、今、資料を持ち合わせておりません。

先ほども言いました3か月ぐらい待ちがあるという話でしたけれども、実際、これを200円から300円に上げた場合、待ちが多少は解消されるのかどうかということですが、今、低額の持ち込みが非常に多くて、50円とか100円で売るものの持ち込みが多いので、そこら辺も踏まえまして、300円にする中で、適正なものをこう皆さんがリサイクルで使えていいなというものを持ち込んでもらえる方向になったらというふうに考えて、今回は300円にさせていただいたということでございます。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） まずこのクリーンセンターのごみですけど、実績としては、持ち込みの量は30キロを超える部分がほとんどでしょうか。そうすると、持ち込んだものは、ほとんど有料になるということだと思っておりますが、実態としてはどうでしょうか。影響額はこれから始めて半年間で10月から始めるということなので、794万円、リサイクルプラザが9万円、それから、衣浦斎園が109万円の中で、半年間で912万円、総計が1年間にすると、平年とかで1,824万円の増額ということでしたけど。まずごみは、実態としては、30キロを超えている人たちが、ほとんど全数計量されてみえるので、どういう状況になっているのか、教えてほしいと思います。

それから、衣浦斎園等で、市外と市内、組合市とその他の場合の比率は、実際にはどうなんでしょうか。あまり市外の人が少ないとは思いますが、109万円半年間で、増収になるという試算をされてみえるので、比率としてはどの程度になるか教えてください。

それから、2ページ目の行政財産の目的外使用ですが、具体的にはどこのところを言うて見えるのか。斎園も含めた全部の施設の中で、例えば、ここも会議で貸してほしいと言ったら、貸すのか。貸館対応のものと、そうでないものとあると思うんですけど、建物使用ですから、屋根がついているところは、屋外のポートピアの駐車場は違うでしょう。無料でやっているのだから、これが、ポートピアの駐車場まで適用するのならそれはいいけども、建物使用というと、この屋根があって、建物があるというところだと思うんですけど、具体的にはどこに該当するのかということで、これは影響額は言われなかったと思うんだけど、どのぐらいで実態としては試算がされているのかと思います。

それで、この本条例ですが、これだけ別表だけになっているんですけど、本条例のほうでは、どんなものでも、使用料、手数料については、その他、管理者、ここで言うと、管理者が決めた場合は、減免することができるという条項が入っていると思うんですね。実際にはそういう項目があって、全然お金のない人で、市外の遺体が出てきた場合には、看取る人もいないしということで、この市長が定めた場合、管理者が定めた場合というのが適用されると思うんですけど、ここは減免制度はないと言われたので、まあ、私はあの今度は5月からあの管理者になられるあの杉浦市長に対して、せっかくこの組合員とその他で分けてやります。組合市ならば、同一価格にするということ。先ほど、一般質問でも言いました。そして、この減免制度も、条例の本文に書いてあるならば、やっぱり高齢者65歳以上と、障害者については何らかの形で、私はお風呂プールを利用に向けて、利用促進のために、管理者が動くということを求めたいと思うんですけど、そうじゃなくても、ものすごくお金のない人や弱者の人がみえると思うので、そういう減免制度が実際に使えるように、枕言葉で飾ってあるんじゃないかと、それすらないのかもしれない。私、今日確認してきませんでしたので、絶対に、これは必須のものとして、条例のほうには書いてあると思うんですけど、それを使えるものにしてほしいと思いますが、お答えください。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） まず、ごみに関してのお答えをさせていただきます。令和6年度の家庭系ごみの搬入件数割合で申し上げますと、12万5,056件中110キロ以上のごみを持ち込んだ有料の方が5,611件、率にして4.5%でございました。先日の説明会では、こちらを4.7%とご説明しましたが、4.5%に訂正させていただきます。40キロ以上のごみを持ち込んだ方が、4万2,267件、33.8%でございます。したがって、これらを差し引いた3万6,656件、29.3%の方が、今回の改正により、新たに有料となる方々でございます。なお、30キロ以下の方は、8万2,789件、66.2%となっておりますので、こちらの方々は引き続き、無料ということになります。

改正による影響額でございますけれども、令和8年度の影響額として、6か月あたり、先ほど、山口議員が申しあげました794万円の歳入増、令和9年度以降の影響額は、1年当たり1,588万円の増を見込んでおります。

以上でございます。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 火葬のほうで減免というお話がありましたけれども、火葬料金が無料であるということで、市民の方は減免がなかったりしますけれども、例えば、生活保護の方ですとかで、待合室や霊安室を使用した場合は、減免をさせていただいております。これは、それぞれ市の方から、減免申請がありまして、減免させていただいているというような事例はあります。

また、管外がどれくらいというのがありましたけれども、令和6年度で、管内が1,294件のうち、管外が30件という実績がございます。

以上です。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 39キロだと0円、10キロにならないのね。0円で、だから40キロを超えろと言われてたら、私が理解不足でした。最終的には83.8%の人が有料になってしまうということで、これはまた大問題ですね。それから、そうですね。無料の方が30キロ以下の方が8万人で、16.2%ですよね。今後も、この値上げ後も、無料の人はわずか16.2%しか残らず、ほかの方はみんな有料化になるということ、そうですね。

比率としては、ほとんどの方が100円とか200円と少額ではあるけれども、今まで無料だった人が有料になってしまうと、これ以外に事業系のごみ、この間、値上げして1億円儲けるということで、早速は引っ越しをやった時に引っかかったんですが、そのことも含めて、もう一回、パーセントで言うと、どのぐらいになっていくのかは、あとでいいです。

それから、管外の方のことは、減免のことは、生活保護でやると言ったけど、条例の中に減免制度は必ず入っていて、これを適用する場合もまあまああるということで、理解していいんですから、その他のところはえっとなんですか。30件、2294件が全体の利用で、そのうちの30件が管外で、管外ですか。ということで、この人たちの利用分で、総額合わせても109万円半年分で、1年間で218万円ですから、大きいと言えば、大きいとも言えると思うんですが。

最後のページのところは、どこが該当するのかというところで、これで言うと、市の屋内の建物利用になりますね。220円の券売機は、だけど、この減免をしたと、どこで減免したのか知らないけど、本条例のほうの減免制度の中でしたのか、これもこっそりじゃなくて、きちんと公にしてほしいと思うんですけれども、本当にこれで計算すると、1時間に幾らだから、結構じゃないですか。幾らになるのは、220円の券売機の面積は、幾らのものをゼロにしたのか、なあなあでやっとなんかかんね、碧南市長と管理者は同一人物ですが、なあなあにやっとなんかかん

と思います。私は220円にすることは反対はしていませんよ。私は両方、碧南、高浜と差別なく取るのが、公共料金の一番の置かれた立場だし、こうやって管内とかその他とか分けているならば、少なくとも管内は共通料金するべしと。それから減免制度も高齢者と障害者の人に対しては、一番日常的に使うものだけに、その減免制度の対象として、高浜市は今度は5月から管理者になられるので、検討していただきたいと、6月議会、9月議会、12月議会、3月議会と機会は何度も訪れてまいりますので、ぜひこの機会に、PRと利用拡大に全力を挙げて、管理者として責任を果たしていただきたいということも申し添えて、もう一度確認のため、お答えください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 行政財産の貸付の事例でございますけれども、衛生センターの事務所があります。予算でお話ししますと、8年度ですと、160万8,336円。これは建物ですね。建物の使用料で、小規模基幹的設備改良工事用として、48万7,872円。あとサン・ビレッジの水着等の販売のケースで、こちらが8年度の予算上では、3,096円。斎園のほうでは祭壇これが10万5,120円と、いずれも550円は超えているというものです。

以上です。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 有料の人数とパーセントを改めて申し上げます。

まず今の無料の方が95.5%。有料が4.5%でございます。これが、有料化しますと、無料の方々が66.2%。有料の方が33.8%。で、29.3%の方が新たに有料になるということになります。この方の人数は、3万6,656人、29.3%に該当する方々でございます。

以上でございます。

○議長（荒川義孝） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第3号の採決をいたします。本案は、原案のとおり、決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川義孝） 挙手多数であります。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川義孝） 続きまして、日程第8 議案第4号 衣浦衛生組合事務局の設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第4号衣浦衛生組合事務局の設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

参考資料により、ご説明いたしますので、参考資料1をご覧ください。

1の改正の理由でございますが、事務局の事務分掌規定において、課の事務分掌が規定されていることについて、適正な表現に改めるといふものでございます。

2の改正の概要でございますが、(1)事務分掌の改正(第2条関係)としまして、課に区分された事務分掌を整理統合し、適正な表現に改めるといふものであり、これは、令和8年度に係の統廃合を予定するにあたり、条例改正が必要となったものでございます。

今回の改正は、今後も条例改正を要しない課及び係の編成替えに対応できるよう、表現を改めるといふものでございます。

御参考までに、令和8年度に予定する係の統廃合につきまして、概略を申し上げますと、リサイクルプラザ、サン・ビレッジ衣浦及び衣浦斎園を所管する庶務課施設係と、し尿処理及びごみ処理を所管する業務管理係を統合し、業務課施設管理係とするもので、5施設の管理部門を統合し、事務の効率化を図るといふものでございます。

3の施行期日は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（荒川義孝） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○8番（倉田利奈） 議長。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） これまでの衣浦衛生組合事務局の設置条例を見ると、第2条の4というところに、事務局の他の課に属しないことと書いてあるんですけど、これは具体的にどういったことなのかというのと、今回それが削除されているものですから、この理由について、まずお聞かせいただきたいと思います。

それから、今ですね、係の統廃合ということで、今後、事務分掌ということで(1)から(11)まで全部まとめて書かれているんですね。今までは庶務課と業務課と分かれて書かれていました。

今回、全部一緒くたで書かれていて、特に議会の事務をやっている方と、前から言っているように、それから、通常の衛生組合の全体を運営していく人が、全く同じ人がやっているということで、そこがすごく問題だと思っていたんですけど、今回の条例改正によって、前も庶務課のほうに入っていたので、これもどうなのかなと思ったんですけど、今回、逆にまた一緒になっている

ものだから、確かに、組合の事務分掌としてやるということを示すのですが、逆にもう全部一緒にしてというところで、私はそれもどうなのかなと思っていて、以前のように分けて、統廃合したのはいいんですけど、このあたりがどうなのかと思うんですけど、意図とかそういったことについても合わせて詳しく教えていただきたいと思います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今回の条例改正は、条例の中には、うちの事務局、市でいうと、この部にあたるわけですけども、部の事務分掌が書かれてあるということで、全体をまとめたということでございます。

逆に現状、課に分けて表記してあるというところが、条例上はそこまでの縦分けは必要がなかったところであって、この部の事務内容がまとめて表記されてあれば、規則上に課の縦分けが事務分掌がありますので、そちらで、課もしくは係の事務が表記されていると規定されるという話であります。

実は今回、まとめさせていただきましたのは、組合も職員のほうも少数になっておりまして、その中で課や係の統廃合がたびたび必要になる場合があるということで、その都度、条例改正まで、過去ですと行っておりましたけれども、たびたびそういうことを行うのも煩雑だということで、ここには部の事務分掌を規定してあるということで、一般的には、市の条例を見ていただいても、このようになっているかと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 高浜市は、こういうことを出してくるときに、新旧の対比を出されるそうで、碧南流と言われて、そういうのをさぼっているのね。うまく説明できないということは、提案するほうが分かってないということとイコールだと思います。何がどう変わるのか、比較表ぐらいは出していただいて、しかるべきだと思うんですが、全体の人数だか、強弱というのは、全く変わらずになっているのか、私は、議会事務局というのは必須だと思いますよ。人数の多い少ないは別にしても。やっぱりその選任でちゃんと議会对応していただける方をきちんと決めるということは必須だと思うので、何がどう変わったのか、答弁するほうもただら言うものから、リサイクルプラザとサン・ビレッジ衣浦、衣浦斎園が一緒に、別枠でし尿とごみがあるのか、何だか言っている意味が全然分からなかったよ。きちんと新旧対応表を出していただいて、この文章だけでは、何がどう変わるのか、全然分からないじゃないですか。説明文も全然駄目ですし、それに加えて、加えていることは何もないし、もう一回、説明し直し。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 先ほど、局長の説明の中にもありましたけれども、現状で、庶務課と業務課と2つの課がございます。庶務課の中には、庶務係と施設係という2つの係がございます。施設係のほうで、リサイクルプラザ、サン・ビレッジ、衣浦斎園を所管しておりました。

業務課のほうはと言いますと、業務課管理係という1つの係で、クリーンセンターとし尿処理場の衛生センターを管理しておりました。

今回、施設管理だけでまとめたということ、庶務課の施設係と業務課の管理係が行っている事務を1つにしたということでございます。

こうした係の統廃合というのは、規則の中で行われますので、条例を触ることなく規則の中で、係の統廃合というのは行われますので、今後、条例改正をせずとも係の統廃合ができるように改正をさせていただいたということでございます。

○議長（荒川義孝） 静粛に。 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 分かってほしいのか、分かってほしくないのか。よく分からない説明だったけど、規則でうたって4月に履行するんでしょう。4月1日に、だったら、規則と書かなくても、参考資料でこういうふうに変えますということで、示せばいいと思うんだけど、要するに言っていることがよく分からない。

3つの施設を全部ひっくるめて、1から11まで1つの課でやるということだか、何だか知らないけど、全然伝わっていないですよ。言っていることが、日本語が通じない。規則でやるなら、規則でやる表を添付するべきですよ。

まだ時間あるから、その一部を持ってきてください。今やっているのと同じ規則、その表は変えるんでしょう。もう準備できているんでしょう。4月から土日經由すれば、もうあの4月1日になるんだから、規則は絶対極秘のもので、議会には示さんぞと議決案件じゃないからという立場ですか。理解してもらって議決するんでしょう。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今回の係の統廃合については、分かりやすい図がありますので、資料としてまたお出しします。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） そういうことで、今回のこの条例改正で、それが添付されていないということですけども、ちょっとしたこの係の異動だとか事務分掌の異動をするにしても、今までは、この条例に、それぞれ課の所掌事務がうたってあったんで、要は条例改正をしなければ、ちょっとした異動もできなかったんですが、通常、市だと・設置条例はあるんですけども、その係だと課の異動は、規則でやらないと柔軟に対応できないものですから、今回はそのように柔軟に、今後の組合事務ができるような形で条例を整理しておこうというのが趣旨でございます。



○議長（荒川義孝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（荒川義孝） 続きまして、日程第 9 議案第 5 号 令和 8 年度衣浦衛生組合一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第 5 号 令和 8 年度衣浦衛生組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、令和 8 年度予算の特徴としまして、クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良事業に伴う施工監理業務委託料及び工事費を計上しておりますが、本事業に対しましては、交付金の活用及び一般財源に施設整備基金を繰り入れることで、両市の財政負担の軽減を図るものでございます。

それでは、お配りしました資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

令和 8 年度衣浦衛生組合は、一般会計予算案書の 1 ページをお開きください。

令和 8 年度衣浦衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24 億 9,423 万 4,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自地方法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の記載の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を認めるというものでございます。

4 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為でございますが、クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良工事施工

監理業務委託、以下、施工監理業務委託といます。この期間については、令和8年度から令和10年度まで、限度額は2,222万円。クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良工事、以下工事と言います。この期間も同じ令和8年度から令和10年度まで、限度額は38億989万9,000円でございます。

次に、第3表地方債はご覧のとおり、ご覧の4件を予定しており、それぞれの起債の限度額は、施工監理業務委託では、補助事業分30万円、単独事業部700万円、工事では、補助事業分5,880万円、単独事業分3,020万円を計上しております。

続きまして、歳入、歳出の主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。10ページ11ページを開きください。

はじめに歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金の予算額は19億4,529万5,000円で、前年度対比6,769万円、率にして、3.4%の減でございます。

説明欄には、組合市の負担額をお示ししておりますが、碧南市が11億5,518万8,000円、分担率59.384%、高浜市が7億9,010万7,000円、分担率40.616%でございます。

次に、2款使用料及び手数料1項使用料1目使用料の予算額は3億2,257万9,000円で、前年度対比7,161万4,000円、率にして28.5%の増で、主な理由は、昨年10月に行った2節ごみ処理施設使用料の改正に加え、令和8年度に予定しております施設使用料の改正に伴う増額を見込んだものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費、国庫補助金の予算額は3,287万円で、前年度対比2,960万7,000円、率にして907.4%の増で、これはクリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良事業に伴う交付金で、施工監理業務委託及び工事に係るものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

5款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金の予算額は、1,917万2,000円で、前年度対比953万5,000円、率にして98.9%の増で、クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良事業に伴う施工監理業務委託及び工事費に充てるものでございます。基金繰入後の基金残高は、6億6,056万2,026円となる見込みでございます。

次に、7款諸収入2項雑入1目雑入の予算額は2,535万9,000円で、前年度対比114万6,000円、率にして4.7%の増で、主な理由は2節ごみ処理費雑入において破碎鉄屑等の売却数量の減少により減となったものの、小型家電及び資源ごみ等の売却単価の上昇により増となったものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

8款組合債1項組合債1目衛生債の予算額は、9,630万円で、前年度対比6,420万円、率にして、40.0%の減でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

18ページ、19ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の予算額は9,798万1,000円で、一般職員7人分の給与費が主なものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。

3款衛生費1項清掃費1目清掃総務費の予算額は1億2,345万9,000円で、内訳は会計年度任用職員9人分の報酬、一般職員11人分及び定年前再任用短時間勤務職員1人分の給与費が主なものでございます。

次に、2目し尿処理費の予算額は1億6,492万8,000円で、前年度対比591万円、率にして、3.5%の減で、その主なものは25ページへ進みまして、10節光熱水費で実績による下水道使用数量の減少及び12節委託料で、低濃度PCB廃棄物運搬処分業務委託の完了によるものでございます。

次に、3目ごみ処理費の予算額は13億5,466万6,000円で、前年度対比3,928万8,000円、率にして2.8%の減でございます。10節需用費中、消耗品費の予算額は、5,699万2,000円、前年度対比520万1,000円の減で、主なものは、薬剤費において、実績により数量の見直しを行ったことによるものでございます。

27ページへ進みまして、12節委託料の予算額は、9億4,206万5,000円、前年度対比3,125万4,000円の増で、こちらは、人件費及び物価の高騰などにより増額となったものでございます。

29ページへ進みまして、14節工事請負費の予算額は、1億3,844万2,000円で、前年度対比6,791万7,000円の減で、こちらは、クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良工事を予定するものでございます。なお、工事の詳細につきましては、予算の概要の6ページから8ページをご確認いただきたいと思います。

30ページ、31ページをお開きください。

5目余熱利用施設費の予算額は、1億4,323万5,000円で、前年度対比1,142万7,000円、率にして、7.4%の減で、その主なものは33ページへ進みまして、10節需用費中修繕料で、修繕項目の減によるものでございます。

34ページ、35ページをお開きください。

2項環境衛生費1目斎園費の予算額は1億993万5,000円で、前年度対比14万2,000円、率にして、0.1%の増でございます。

36ページへ進みます。12節委託料は、説明欄に記載の火葬炉設備運転管理等業務委託をはじめ、10件の委託を予定するものでございます。

38ページ、39ページをお開きください。

4款公債費1項公債費1目元金の予算額は4億7,247万9,000円で、前年度対比1,440万8,000円、率にして、3.1%の増でございます。なお、令和8年度末の起債残高見込み額は、24億8,721万9,761円でございます。

40ページから、54ページにかけまして給与費明細書、56ページ、57ページには債務負担行為及び地方債に関する調書を、それぞれ掲載してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（荒川義孝） 提案理由の説明が終わりました。

これより、歳入について質疑に入りますが、質疑答弁において、簡明にお願いいたします。

質疑の際は、資料名及びページ番号をお示してください。

なお、申し合わせにより、質疑回数は歳入、歳出それぞれ3回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑のある方、お願いいたします。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 歳入の10、11ページの2款1項1目の使用料のところですが、サン・ビレッジの水着展示ケースが3,000円となっているんですけど、先ほど1日最高550円で、365日にとすると、3,000円のわけがないものですから、これはどういう計算方式でされているのか、教えていただきたいのと、あと先ほどから言っている碧南市が目的外使用として使用する発券機、チケットの場所と受付の場所について、減免ですというお答えがあったんですけど、減免しなければ、本来ここに幾らと載っていることと、あと決裁上の減免の理由については、しっかり書かれていると思いますので、そこのご説明をお願いします。

それから、し尿処理施設のところのボートピアの駐車場の貸し出しにつきましても、本来だったら、幾ら入るのかについて、減免する金額ですよ。金額と決裁を行った時のその減免理由について合わせてお聞かせください。

それから、12、13ページの3款1項1目の国庫補助金ですけど、今回、循環型社会形成推進交付金、交付率3分の1ということで示されているんですけど、これは多分これまで、県と交渉してこの金額でということが決まってきたかと思うんですけど、この一括の交付金ということになるんですね。これを見ると、例えば環境面とか、いろいろなところからの交付金はメニューがあるんですけど、今回、この交付金1本で行うことということについてのご説明を合わせていただきたいと思います。

それから、14、15ページの5款1項1目の基金繰入金のところですけど、今回、クリーンセンター衣浦小規模基幹設備改良工事費のところ、これを繰り入れた場合、6億6,556万2,226円が基金の残高になるという説明が、この間あったかと思うんですけど、借りるお金とそれから基金を繰り入れるお金、一般財源で使うお金、それから補助金のお金をどういうふうに、資料は後ろのほうに載っているんですけど、どういうお考えで、そのバランスを取られて、こういう金額にされてきたのかということ、基金の繰入金の1,917万2,000円にしたということについて

でもご説明いただきたいと思います。そこまでお願いいたします。

○議長（荒川義孝） 当局に申し上げます。予算議決前の過程の部分もありましたので、答えられる範疇で答えていただければいいかと思えます。

それでは、答弁のほうをお願いいたします。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 11ページで使用料のうちのサン・ビレッジの水着のケースの使用料は3,000円ですけれども、これは550円でかけるのではなくて、管理者が定める先ほども説明させていただきましたけれども、1.5円に販売目的ですと2倍とするという規定もございまして、1.5円かける2倍かける24時間で、貸し出す日が一応、分かっております、43日で貸し出すということで、その金額、平米としたら1平米として算出しまして、3,096円という金額になっております。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） し尿処理場のポートピアの駐車場の貸し出しの御質問をいただきました。直接予算経営計上しておりませんが、試算はしておりますので、お答えをさせていただきます。年間で5万7,063円と試算をしております。減免のところは、衣浦衛生組合使用料条例第5条管理者は、公益上、その他、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部または一部を減免することができると適用してまいりました。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 先ほど、サン・ビレッジの券売機ですね。碧南市が券売機を設置する場合にという御質問がありましたけれども、これは、碧南市のほうから6平方メートル貸してほしいというお話でしたので、これを同様に積算しますと、年間で約5,000円になるという算出でございます。

○議長（荒川義孝） 基金繰入金のところを答弁願います。庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） すみません。基金繰入金のお話でございますが、予算の概要を見ていただきますと、今回の工事費の内訳が、議員もおっしゃられたことだと思いますけど、ページを見ていただくと、この内訳が示されていると思いますけれども、これが基本的には、工事費全体の工事費の中から、補助の対象となる工事に補助対象額をかけまして、国庫補助の金額というのは、大体決まってくる。地方債のほうは、その残った部分の中で、地方債を借り入れる利率というのも決まっております、国庫の裏の補助でありますと90%、一般の工事部分でありますと、75%を借り入れることができるということで、地方債のほうの金額が決まっております。最終的に残った部分が一般の財源となりますので、その部分について、今回は基金を充てて、一

般財源の部分は、基金を充てるということで、算出した額が、今回、基金繰入額ということで、国庫の部分では内訳が示してありますけれども、クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良事業ということで、1本の国庫補助が出されております。1本ということでございます。

以上です。

○議長（荒川義孝） よろしいですか。倉田議員。答弁漏れ確認させてもらっていいですか。

○8番（倉田利奈） 今、年間特別な理由によりということで、業務課長から5万7,063円。これは、碧南市の目的外使用の金額ですか。これは違うポートピアですか。 そうだから、どっちかどっちかしか、今、お答えがなかったから、もう1個の方、お答えがないと思っているんですけど、それが答弁漏れだと思うんですけど、ちょっとそれが。

○議長（荒川義孝） 答弁漏れが答えられる範疇でということで、答えなしということですか。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 先ほどお答えをいたしましたけれども、し尿処理場のポートピアさんに貸しているところ、これが5万円です。

○8番（倉田利奈） では碧南市は。

○議長（荒川義孝） はい、ほかに。発券機は答弁しています。ほかに。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 失礼しました。その特別な理由がよく分からないんですけど、前から言っているその両市がいわゆる環境的なもので、お金もらっているからというところになるんですかね。そこについてちょっと確認したいなというのと。あと、今のお答えでいくと、工事費から、国庫補助金を引いて、残りの金額から借り入れるだけ、目いっぱい、その時、そこで借りられるという条件を目いっぱい借りて、その残りを基金で全部賄っているという理解でいいのかと思うんですけど、その確認なんですけど、例えば、予算の概要の6ページを見ますと、工事費の部分の今、説明があるのが、多分、この工事費の全体という部分だと思うんですね。この単独事業分というのがこれは別であって、これについては、多分、この全部の工事費に含まれていると思うんですけど、これについては、国庫補助金が使えない部分という理解でいいのか、どういうものが単独事業ということにもなっているのか、よく分からないので、それについては、国庫補助金がなぜ使えないのかなというところについても、合わせてお聞かせください。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） ポートピアの件でございますが、特別な理由というのは、前々から申し上げております環境整備だけ補助金とか交付金いただいているというところでございます。

もう一つは、先ほど、単独分というところで、国庫がつかないという質問もありましたけど、

私のほうがお答えさせていただきますけれども、CO2の削減に貢献するものではないと駄目で、それに貢献しないような設備改修については、対象外という形になります。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） CO2に対応しないような設備改良というのは、例えば、どういったものになるのでしょうか。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） お手元の予算の概要8ページをご覧ください。ここの中の真ん中ぐらゐに交付金対象内外とございますけれども、こちらの内というのは対象、外というのは交付金外ということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 予算書の11ページのところのサン・ビレッジ衣浦の使用料で6,546万6,000円ということで、前年度対比だと500万円ぐらゐ多く見込んでいます。実績は令和7年ではまだ出てないので、最新と比べて何人ぐらゐの利用で、この数字をはじき出したのか。それで、まだ半額で徴収するということが、この予算編成の時には、間に合わなかったのではないかと思うんですが、反映されているのか、反映してないのか、反映するとしたら、いなくて、予算を組んで、今後、220円でたくさん人が来るのか、減るのか、それは私たちも分からないです、ふたを開けてみないということで、どのように試算をされてみえるのかなと思いますので、教えてください。

それから、15ページで分別資源ごみ売却代が5,000円ですが、これは大分高くなっているんで、単価が高くなっていると思うんですけど、使用済の小型家電も、倍まではいかないけど、増えていると思うんですが、羽毛布団も含めて単価が高くなったもの、低くなったものとあるんですが、羽毛布団はちょっと頭打ちでしょうか。実際のリサイクルでは、なかなか難しくなっているのか、その内訳を教えてください。

それから、組合債のところ、17ページで、8款1項1目衛生債でクリーンセンターの事業をやるんですが、この業者はもう決まっているんですか。工事の業務管理をするところは決まっているんですか。これも大きく変更があるので、実際には、どういうことになっているのか、教えていただきたいと思います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） サン・ビレッジ衣浦の増の見込みですけれども、実際に前年度比較し

たところで行きますと、プールの天井改修工事で休館した分があったために、実績として見込むのが難しいということで、現状、その前の休館になる前の状況で、予算時点で見積もりましたので、その比較で増となっている部分であります。

碧南市の4月からの施策による見込み分というのは、まだ決まっておりませんでしたので、この中には見込んでおりません。

以上でございます。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） まず、15ページのごみ処理費収入というところでございます。単価だとか量が変わってくるというところが前提でございます。一番上の破碎鉄屑等売却代につきましては、1,449万4,000円、前年度比マイナスの34万6,000円。その次の使用済小型家電売却代239万5,000円は、こちらについては、71万1,000円の増。分別資源ごみの売却代につきましては、619万4000円、70万4,000円の増。御質問のありました使用済布団の売却につきましては、5万6,000円ということで、前年度比4万4,000円の減という形になっております。

羽毛は単価の変更はございませんが、夏布団で36枚の減、冬布団で90枚の減で、予算を計上させていただいております。

もう一つ、起債のところ、小規模基幹的設備改良工事の業者が決まっているのではないかとこのところでございますが、工事の施工監理業務につきましては、入札を予定しております。工事については、今、随契でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川義孝） いいですか。ほかに質疑もないようですので、歳入の質疑を終結し、続いて歳出について質疑に入ります。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 例えば、高浜市においては、電気をLEDに変えていかないといけないということで、債務負担行為を打たれているんですけど、衣浦衛生組合を見ると、債務負担行為もそういったものもないですし、もし歳出でどこかそれが計上されているのであれば、教えていただきたいと思います。私が見たところ、よく分からないのであれば、教えていただきたいですし、ないのであれば、今ここの蛍光灯を見ても、これは旧蛍光灯というかLEDではないのかなと思うものですから、そのあたり計画があるのかないのかも、分からないので、教えていただきたいと思います。

それから、18、19ページの2款1項1目の7節の報償費の弁護士相談料ですけど、こちらはスポット契約になるのかどうか、どういった契約方式を考えているのか、教えてください。

それから、20、21ページの12節の委託料ですけど、維持管理の内容を精査したということで、

説明会があったんですけど、どのような精査をされたのか、また逆に、今まで逆に高いお金払っていたのではないのかというところもありますので、ご説明を合わせてお願いいたします。

それから、26、27ページの委託料のところですけど、この委託料が、例えば植栽樹木管理業務委託料、それから、エレベーター保守点検業務委託料、それから空調設備保守点検委託料は、例えば、ごみのところだけではなくて、ほかの施設でもおのおの上がっているんですよ。例えば、樹木とかでも包括的な委託契約にしたら、安くなるとか、そういうことがあるんですけど、これはそれぞれ上がっているものだから、いわゆるこれは按分してあげているのか、包括的な委託契約をしてあげているのか、それとも、それぞれ委託契約を行っているのか、そのあたりについてご説明いただきたいのと、ほかのところもそうです。同じように上がっている委託料については、どのような委託形式になって、今回のこの計上されているのか、ご説明いただきたいと思います。

それから、ごみ処理施設運転管理等業務委託料、一番上のところです。これはごみクレーンの委託と統合されたということなので、詳しくご説明いただければと思います。

それからこの委託の中で、焼却灰等運搬リサイクル業務委託料は多分、ここから出た廃棄物についての全部の委託料だと思うんですけど、除いた部分において、今のこのクリーンセンターを維持管理している神鋼環境ソリューションに委託しているものがあれば、合わせて教えていただきたいのと。その中で、随意契約する予定のものがあれば、合わせて教えてください。

それから、34、35ページの3款2項1目2節の給料、暫定再任用職員とあるんですけど、これはどういう方になるのか、教えていただきたいというところと、あと、先ほどから話に出ている小規模基幹的設備改良工事の件ですけど、結局、これも随意契約でされるのかなと思うんですけど、随意契約でも、結局、その金額がどうなのかというところは、市の積算はどのようにされてきて、契約金額に至ったのかというところを詳しくご説明いただきたいのと、あと、整備構想において、これはいつ工事をして、どういうところの修理が必要とか必要ではないという表があったんですよ。整備構想のほうのところのA3の資料あるじゃないですか。A3の資料の裏のところ、このあたりをどのように関連付けて理解すればいいのかというところを教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まず、19ページの報償費、弁護士相談料でございますが、こちらはスポットで考えております。そういう事案が発生したときに、スポットでと考えております。あと21ページの広見排水機場維持管理委託料ですね。排水場につきましては実績によりまして、通信費ですとか、浚渫処理費、遠方監視システム整備費がいらなくなったというところで、減額をしているということでございます。

以上です。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） たくさんの御質問をいただきましたので、答弁漏れがありましたが、後ほどご指摘いただきたいと思います。

まず、LEDの御質問いただきました。予算の概要の8ページをご覧ください。

一番下のほうからですね、34番下から2番目です。照明設備ということで、LEDに交換ということで予定しております。一応、交付金の対象ということでございます。

続きまして、植栽等々の入札の件、包括だとかという御質問をいただきました。基本的にはばらばらで、競争入札をさせていただいております。エレベーターにつきましては、メーカーが限られるということで、随意契約でお願いさせていただいております。

御質問の委託料のごみ処理施設運転管理業務委託のところの統合についてであります。御質問がこちらにつきましては、監査等で別々に発注するよりも、一本化したほうが合理的ではないかというご指摘をいただいたというところで、こういった形で統合をさせていただいたというところ。同じ業者でしていただいているということです。

あと焼却灰の灰を除いた部分は、神鋼環境ソリューションさんにやられないかというところでございますけれども、今のところ、そういったことはございません。

小規模基幹的工事が見積もりのところでございますけれども、予算などで見積もりベースで作成をしております。

以上でございます。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 35ページの一般職人件費のところにあります暫定再任用というのは、どういう人かということでありますけれども、こちらは定年延長制度になりまして、定年延長を終え、そこから65歳までにかかるものを再任用するものについては、暫定再任用としております。これは、今までの再任用と同じ扱いのものであります。

以上です。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 答弁漏れがございましたので、お答えさせていただきます。小規模基幹的設備改良工事と整備構想との関連という関係の御質問をいただいております。整備構想の中でも、最低10年を今後動かしていくという中で、必要最小限の小規模基幹的改良工事を実施していくという形で書き込ませていただいております。

以上でございます。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 今、LEDのことがこの表のところにあるということですけど、多分これはクリーンセンターのみだと思うんですよね。それで、ほかの施設はどうなのかというところが入っていないのか、今後予定がないのかどうかというのが分からないのと、あと小規模基幹的改良工事、今、見積もりでとおっしゃったんですけど、見積もりというのは、それは業者見積もりですか。衣浦衛生組合はそれなりに積算した上で、随意契約を結ぶべきだと思うんですけど、それはされていない。どういった金額の決め方をしているのか、ただの見積もりでと言われると、何の見積もりなのか、どこの見積もりなのか。同じように、例えば、全国に焼却施設はあるから、ほかのところから、こういう工事は幾ら幾らというのをある程度、市が見積もりというか、積算をもらってやっているのか、この金額もすごく大きい金額になりますからね。どうやって、やっているのかというのが、今の答弁だけだと全く分からないので、教えていただきたいのと、結局、整備構想に基づいて、10年間ここが機能していけばいいというものだと、そういう理解で今回はもう小規模と決められたと思うんですよ。ただ、先ほども一般質問ではあったんですけど、本当にここが10年だけで終わるかどうかわからないんですよ。そうなってくると、これが例えば、今回やったけど、20年持つとか、これが20年は持たないとか、やっぱり10年後にはここは更新しないと駄目だということが、分からないんですよ。そのあたりを何か分かるようなものを示していただけるといいかなと思います。

そうなってくると、逆に言えば、10年これだけこう10年という工事でやったということが、成果があるのかなのか。それとも、もう少し持つような工事をやったほうが本当はよかったのかもしれないとかにもなりかねないものですから、そのあたりご説明いただければなと思います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） LEDの件で、答弁漏れがありました。

37ページの斎園費の中にあるLED照明賃借料というのは、令和6年に実施した斎園の部分でございまして、ほかの施設についてはクリーンセンターの一部でまだ残っているところありますけれども、基本的にはほぼLED化は済んでおりますので、クリーンセンターの残ったところについては、今後また検討していくかと思っております。

以上です。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） LED化の御質問いただいております。ここに残っている一部ですけど、事務室等は日頃、我々が出勤して就業までずっとつけっぱなしなんですけど、会議室ですとか、大会議室については、利用頻度が低いということで、これにお金をかけてLED化しても、費用対効果が低いところは、こういう形で残さざるを得ないという、残してあるということで、ここ

については、今後もLED化をやっていくということは、我々は考えてはおりません。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 見積もりの件でございます。当初予算編成用ということで、見積書をいただき、計上をさせていただいております。本番の工事につきましては、今年度の設計業務で設計をお願いしておりますので、設計されたもので、あらためて随意契約の入札をしていくという形になります。

10年は最低使っていくかないといけないということは、議員、ご承知のとおりだと思います。当然、機器を更新すれば10年以上使えるものもあるでしょう。そういったものもありますので、このまだ先が確定していない中でどこまで使っていくのか、ここも未定なところが多分に多くございますので、1つ言えるのは、最低10年は使っていくだろうというところでありまして、このあたりはご理解をいただきたいと思います。

あと、たくさんのお金を使って直せば、それは安心でございますけれども、まあ、なかなか今、両市の財政は厳しい状況ということは、我々も理解をしておりますので、今回は、交付金がもらえる部分を中心に更新をしていくという形になりますので重ねてご理解願いますよう、よろしくお願いたします。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） あと一回だね。8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 先ほど包括的に委託をしてないというお話があったんですけど、なぜ包括的な委託をされないのかなというのが分からないのと、そういう積算をされたことがない。もしかして、総括的に入札したら、下がる可能性もあるかなと思うんですけど、そのあたりご説明いただきたいというのと、見積もりは、これはある程度見積もるといえることですか。それは、業者が持ってきたものですね。業者が持ってきた見積もりで、とりあえず予算はするけど、設計については、別のところがやる、これについては、これも入札でやるんですか。設計はどこがやるんですか。ちょっと、それ、よくわかんないんですけど。今年やったのか。そうか、そうはい、分かりました。そこを最後にお願いたします。委託の件です。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 私からお答えしていいかはありますけれども、包括的になっていないのは、入札の機会を業者さんに広く提供するというところもありますので、今はここでの入札という形になっております。

以上です。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 包括委託を結べれば、ベストかなと思いますけど、今のこの老朽化した施設で神鋼環境ソリューションのほうに、10年20年の包括委託をお願いするのはそれはできないです。この植栽のほうは、予算はこのように各分かれていますけれども、一緒に積算をして、一緒に入札をして、後で予算配分で支払っているところがございます。そして、一部はそうしている、いないところもあるので、

○議長（荒川義孝） 答弁、整理し直してください。業務課長、ございますか。業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 一部そういった形で、包括的に各担当で1本で契約して、支払いは別々というのはありますけれども、全部が全部そういった形にはなっていないという形でございます。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番、山口議員。静粛に。

○1番（山口春美） 19ページで去年から付けた弁護士相談料ですが、実際には履行があったのかなかったのか。それで、予算上は、比較すると若干減っているんですが、現実的にもっと精査したら、これだけになったということでしょうか。一律何%カットというのが、全体の予算の中にも反映されているのか、そういうものはなかったのかも含めてお答えください。

それから、21ページで、委託料の中で例規集更新データ修正等委託料が前回と比べると、だいぶ高くなっているんですが、具体的な中身が変わってくるのかどうかを教えてください。

それから、25ページでし尿処理だとか、斎園でもそうですが、全体的に燃料費とか光熱費が去年よりは減っています。斎園では、利用方法を変えたとかで、予算説明会の時に教えていただいたんですが、具体的にどういう努力で減っているのか。実績を見て予算が去年の分は割と多めに見ていたということで、実績と合わせたのか、それも含めて、これから原油が高くなっていく中で、大丈夫かなという気もしないでもないんですが、どんな工夫をされたのか、もしあれば、教えていただきたいと思います。

それから、27ページの委託料ですが、だいぶ、クレーンを盛り込んで、一番上のごみ処理施設のところは、1億か1億弱上がっているんですが、あと、一般廃棄物の埋立処分の県内版も上がっているし、それから、灰溶融炉、灰を溶かすものはやめてしまって、一本化して秋田のほうに持っていかとか仕組みが変わったんですか。それらも含めて、どう変わったのか、そんなに詳しくなくていいので、流れとしてどう変わったのか、どこが駄目になったりして、武豊が駄目になったのか、割と抑え気味になっているのか、それが流れを教えてください。

それから、下から8番目の管理棟の清掃委託料だけが別枠で45万円となって別立てになっているんですが、これはどうして別業者に頼むことになったんですか。一般の清掃管理というよりは、どうしてなのかも教えてください。

それから、余熱利用で、35ページの需要費で、ずいぶん工夫されたということをおっしゃられたので、ここで聞きました。お答えください。

それから、最後のところの39ページですが、償還金、利子及び割引料で、4億7,200万円という形についているんですが、碧南市で、市債を返還するときに、今まで郵送だったのが、データで来るようになって、見落としとして払い損ねたというのがあるんですが、罰金が出たということであつたんですが、衣浦衛生組合の場合は、この市債の返還は年に2回、今までは郵送できたけれども、データで来るようになって、見落としがちだということが、教訓として出されたんですけども、どんな形で出されて見えるのか、具体的に振り込みでやって見えるとは思いますが、その辺のことも予防のために教えていただきたいです。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まず初めに、弁護士費用が若干下がっているというところがございますけれども、今年度の予算で税込みで表記しております、税込みではなくて良いということで、そこら辺修正があつたということで、若干の減となっているということでございます。

それから例規のところは条例改正等が多い部分がございます、その実績によって増やした結果でございます。今年度は30例規ですね。それを令和8年度は50例規に増やしたということでございます。

あと斎園の燃料のお話ございましたけれども、実績によって減らしたということでもありますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 光熱水費の御質問をいただきました。

私の所管のし尿処理のところでご説明を申し上げます。

25ページの光熱水費、特に影響があつたところは、下水道使用量を実績の数量に見直したということで、昨年まで月8,900立米だったものを8,000立米、900立米ほど毎月減らさせていただいておりますので、こちらの減によって、279万2,000円の減額になっております。

次に、27ページの委託で、何件か御質問をいただいております。

まず、ごみ処理施設運転管理等業務委託は、先ほどの倉田議員のところでもご説明いたしましたが、ごみクレーン運転業務委託を統合したところがございます、理由につきましては、先ほど1本にしたほうが合理的ではないかというところがございます、質問のところ、1億ぐらい増えたというところがありますけれども、実際は6,900万円の増でございます。

県内の灰の処理アセックの件で御質問いただきました。こちら予算概要説明会でも、ご説明をしておりますけれども、単価が約1.5倍上がっているというところで、具体的に申しますと、燃

え殻ばいじんが昨年までは1万6,200円でしたが、燃え殻が令和8年度予算では2万300円、ばいじんが2万8,100円を加味しますと、1.49倍、約1.5倍になります。

もう一つ溶融炉の御質問いただきました。こちらにつきましては、経費の節減ということで、名古屋にある業者溶融炉処理をしていたんですけども、こちらが処理と運搬で、年間2,821万5,000円を要求しておりまして、こちらをやめて三重県のほうに埋め立てをすることで、埋め立てと運搬を合わせて、こちらが1,810万円、その差がマイナスの1,011万5,000円ということで、大幅な経費の節減をさせていただくということで、今回切り替えさせていただくというところでございます。

あと管理棟の45万円の清掃の部分ですけども、こちらは昨年まではもう1個上の灰ピット排水沈殿槽等清掃業務委託料に入っておりまして、こちら今回は105万4,000円の計上ですが、昨年は170万9,000円で65万5,000円の減額ということで、単独で受け取ったという形になりますので、新規のような形に見えるというところでございます。

以上です。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 起債の支払いの件で、御質問があったと思います、答弁漏れですけども。現在、衛生組合で借り入れているのが、西尾信用金庫と愛知県中央信用組合になりますけれども、そちらからは紙の請求書を出していただいておりますので、それによって、払い忘れていたのを防いでいると思っております。

以上です。

○1番（山口春美） 議長。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 分かりました。さきほどの清掃の委託ですが、なぜ切り離したのか、業者さんが変わったのか、どういう形だったんでしょうか。同じ業者さんで行くんですか。これも、長期契約ではないように思うんですが、値段が違うので、どうなんでしょうか。教えてください。

紙といえども、過ちがあると思うので、気をつけてください。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 管理棟等の清掃業務の委託先ですが、昨年まではもう一度申し上げますけれども、灰ピット排水沈殿槽等清掃業務委託等の等がついておりまして、その中にこの管理棟の清掃が入っていたということで、入札は別々でやっておりましたので、ちょっと紛らわしいですけども、等の中で別々でやっていたというところでございます。もう少し加えると、100万円以下は表示しないというところがありまして、以上です。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 起債の件でございますけれども、紙ということで、それでも間違いがあってはいけないんですが、碧南市と違って、圧倒的に本数が少ないですから、返さないといけないものは、あらかじめ準備しておくということでやっています。

よろしく申し上げます。

○8番（倉田利奈） 答弁漏れがあったんです。

○議長（荒川義孝） 答弁漏れ、お願いします。

○8番（倉田利奈） 27ページの委託料で、随意契約のあるところを教えてくださいと言ったんですけど、それについて答弁漏れがあったので、具体的に言います。

上から2番目の搬入ごみ前選別等業務委託料、それから資源物等運搬業務委託料、その次のごみ搬入車両交通整理業務委託料そこから、焼却灰等運搬業務委託料（県内）と同じく、焼却灰等運搬業務委託料（県外）、それから下から5項目の使用済み乾電池等運搬業務委託料について随意契約について、どういった契約かを教えてください。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） お答えをさせていただきます。ごみ処理前選別等業務委託料につきましては、随意契約。その下の資源物運搬業務委託料も随意契約です。ごみ搬入車両交通整理業務委託料につきましては、入札という形になっております。あと廃棄物の県内の運搬業務委託は、

○議長（荒川義孝） 焼却灰ですね。

○業務課長（芝田啓二） 焼却灰の運搬、こちらについては入札でございます。県内ですよ。

あと県外が3つございますので、お待ちください。

○議長（荒川義孝） 焼却灰等の運搬業務委託県外ですよ。

○業務課長（芝田啓二） 焼却灰は全て随意契約という形になります。以上です。

○議長（荒川義孝） もう一点、使用済み乾電池も言っていないです。

○業務課長（芝田啓二） すみませんでした。使用済み乾電池につきましても、随意契約でございます。以上でございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） もう残り1回です。山口議員。

○1番（山口春美） はい、概要の最後8ページですが、3年間で、本格的にこの小規模修繕改良をやっていくんですが、それぞれ年度を区切って、金額も書いてあり、その100%を今年度中に終わるのも令和8年度中に終わるのも明確に書かれてあって、分かりやすいと思います。

それで、実際にこの工事を進めるにあたって、2炉ある中で、順番にやっていくので、このごみの搬出に使える時と使えないときとあると思うんだけど、プロに任せておけばいい話ですけども、最悪の場合は、1炉で燃やして、1炉は使わないということを恒常的にできる可能性がある

んですか。190トンなので、そんなに実際には入っていないので、その2炉を使わなくても、通常から1炉1炉でやっているから、その間にこの修繕を終わらせて、こちらに移っていくという素人に分かる工事工程を教えてください。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 工事の進め方という御質問だと思います。今、山口議員が言われたように現状でも1炉で運転したり、2炉で運転してみたり、点検等は2炉とも止めるという形でやります。こちらについても工事の中身によって、例えば2炉止めないといけないときは、あらかじめピット内を空にしておいて、2炉止めて、その間に修繕を行う工事をやっていくというような形になっていくので、その工事の中身によって、1炉でやるのか、2炉止めるのかという変化がありますけれども、そういった形で、2炉あるので上手に使いながら、工事を進めていくという形になります。

よろしく願いいたします。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 今の答えの補足ですが、共通系をいじったりするときは、2炉停止しなきゃいけないんですけども、今、課長が言うように、その場合はピットに余裕を持たせておくだとか、市民の皆さんに停止している間に、搬入できないようにするとか、そういうことはないような形で、今回は進めようと思っていますので、よろしく願いします。

○議長（荒川義孝） ほかに質疑もないようですので、歳出の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第5号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川義孝） 挙手多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川義孝） 続きまして、日程第10 議案第6号 衣浦衛生組合指定金融機関の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第6号 衣浦衛生組合指定金融機関の

指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年、政令第16号）第168条第2項の規定により、衣浦衛生組合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱う金融機関として、令和8年6月1日から下記のとおり指定するため、議会の議決を求めるといふものでございます。

1つ、金融機関名、碧海信用金庫、2つ、代表者名、3つ、所在地につきましては、ここに記載のとおりでございます。本議案につきましては、現在の指定金融機関であります、碧海信用金庫との契約期間が、本年5月31日をもって満了することに伴い、新たに金融機関の指定を行うというものでございますが、当組合の会計管理者及び会計事務は、碧南市に委任しておりますため、碧南市の指定金融機関の指定に準じて、指定するものでございます。4つ、指定期間につきましては、令和8年6月1日から、令和13年5月31日の5年間でございます。

以上で、議案第6号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川義孝） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 今回新たに契約を結ぶということになると、手数料とか、その他、何か変わるところというのはあるんでしょうか。

○議長（荒川義孝） 答弁願います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 手数料が1件につき現在68円のもの105円に変わるということでございます。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 今、数字がよく聞こえなかったもので、もう1回言っていただきたいのと、それから、私は高浜市選出の議員なのでよく分からないんですけど、碧南市さんが多分、碧南信用金庫として、これを決められたんですけど決めた経緯については、どのようにお聞きになっているんですかね。これは入札なのか、プロポーザルなのか。うちみたいにコンベンションなのか。どういう形でこれを決められていったのかというところについても、教えていただけますか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 先ほどの答弁が聞こえづらかったということで、手数料が68円のもの105円に変わるということでございます。この選定の方法については、碧南市において、プ

ロポーザル方式によって、碧南市会計課にて実施されたものでございます。

以上です。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 今、68円が105円に上がるということですけど、これは振り込みとか、いろいろな金額にもよって変わる場合もあるんですけど、これは一律で、よろしかったんでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 一律振込1件つき105円になるということもあるということです。

以上です。

○議長（荒川義孝） ほかに。1番、山口議員。

○1番（山口春美） 具体的に、衣浦衛生の指定金融機関ということで、どんな仕事を願いますか。碧南市のように、窓口対応で市民が直接納入する窓口はないので、その他のことだと思います。それで、高浜市も先ほどじゃないけど、選定するときは、いろいろな比較対象の表を示されるそうで、議会にで、うちはあの単価が安かったとか、あんまりおいしい仕事じゃないので、応募も少ないんですけども、プロポーザルで、その値段が安かったからということで、決められたということで、その他のあの客観的な条件は何も示されなかったの、高浜市がけなるといっていました。それで碧南市に沿ってというだけではなくて、客観的な状況が碧南市では示されていないので、高浜市のほうは違う業者さんでしょう。それらを含めて検討した結果だから、少し理不尽だなと思いますが、何が魅力だったんでしょうか。ここで聞いても、碧南市から、これが魅力だよと聞いたから、これに沿っているわけで、盲目的に沿っているわけじゃないと思うので、ぜひ、今後も碧南市にならっていると碧南市のほうが遅れているので、どうも聞くと、高浜市にあつて、資料をたくさん出していただいて、よりよく分かるように努力をしていただきたいということも含めて、お答えください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 金融機関の設置の理由ですか。その何をやっているかというのは、ここで説明するまでもないと思いますけれども、公金の取り扱いですとか、収納の代理事務をやっているということでございます。碧南市では、示されなかったということでございますけど、プロポーザルの結果としては、碧海信用金庫と西尾信用金庫から、提案がありまして、評価点が高かった碧海信用金庫が選ばれたということでもありますけれども、年間の見積金額は、派出所の委託料が碧海信用金庫のほう安かったとお聞きはしております。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 派出所はないじゃないですか。衣浦衛生組合は、それで手数料が上がったことで、予算には反映されていなかったか。どのくらい年間使っているのか。振込手数料は、全部お金に触らずに振り込みですとやっていくので、そんなに気にするほどではないんですか。40円くらい上がっていても。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） それを碧南市の会計管理者を衣浦衛生組合の会計管理者ということで、任命しておりますので、その碧南市の指定金融機関を指定しているということでございますので、よろしくをお願いします。

振り込みにつきましては、予算上でございますけれども、新しい振込料金になりまして、8年度予算では7万1,000円の増額となっております。

以上です。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 碧南市さんは多分、碧海信用金庫さんに委託料を払うと思うんですけど、ここは負担金は今はないという理解でいいんでしょうか。

それと、ここはサン・ビレッジの利用料お金をここに置いておくことはないと思うので、それはそこまで、碧南市役所の窓口まで持っていかれているんですか。

これは近くにも碧海信用金庫さんがあるんですけど、どういう扱いされているんでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 委託料につきましては、碧南市が払っております、組合としては、振込手数料で払っているということで、負担しているということになります。

あとは、日常的には、北新川支店ですか、碧海信用金庫の北新川支店に、組合のお金を納めるということで、処理をしております。

以上です。

○議長（荒川義孝） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 討論もないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第6号の採決をいたします。本案は、原案のとおり、決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川義孝） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川義孝） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（小池友妃子） 議長、管理者。

○議長（荒川義孝） 管理者。

○管理者（小池友妃子） 長時間にわたり、お疲れさまでございました。

本日、私どもからご提案させていただきました案件につきましては、慎重にご審議いただき、原案どおり御決定を賜りまして、誠にありがとうございます。令和8年度につきましても、引き続き、両市民の期待に応えられるよう、職員一同より一層、充実した組合事業の推進を行ってまいりますので、今後ともご指導を賜りますよう、お願い申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○議長（荒川義孝） 以上で、今期定例会への付議事件は全て終了いたしました。

---

○議長（荒川義孝） よって、令和8年第1回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

（午後3時37分閉会）

以上は、令和8年3月27日に行われた令和8年第1回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和8年3月27日

議 長 荒 川 義 孝

議 員 高 木 洋 和

議 員 福 岡 里 香